

令和6年度 第1回横浜市精神保健福祉審議会

令和6年8月1日(木)
14時00分～16時00分(予定)
市庁舎18階会議室みなと4・5

《次 第》

1 開会

2 健康福祉局長挨拶

3 報告

(1) 依存症対策事業について

(2) 精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について

(3) 令和5年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告

(4) みなと赤十字病院の指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について

(5) 令和5年度精神保健福祉対策事業について

4 その他

【配付資料】

- ・資料1 依存症対策事業について
- ・資料2 精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について
- ・資料3 令和5年度横浜市精神障害者退院サポート事業実績報告
- ・資料4 みなと赤十字病院の指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について
- ・資料5 精神保健福祉対策事業について
- ・資料6 横浜市こころの健康相談センター所報
- ・資料7 横浜市精神保健福祉審議会条例
- ・資料8 横浜市精神保健福祉審議会運営要綱

令和6年度 横浜市精神保健福祉審議会委員名簿

令和6年7月1日時点

氏名	職名
浅見 剛	横浜市立大学医学部精神医学 教授
天貝 徹	横浜市医師会 常任理事 あまがいメンタルクリニック 院長
飯島 倫子	神奈川県弁護士会 横浜あかり法律事務所
井汲 悦子	横浜市精神障害者家族連合会 理事長
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間科学部心理学科教授
内嶋 順一	横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 担当理事
大友 勝	横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
加藤 伸輔	ピアサポートグループ在 認定NPO法人地域精神保健福祉機構（コンボ）理事
金子 由紀子	横浜市精神障がい者就労支援事業会 統括施設長
川越 泰了	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長
國吉 麻子	神奈川県看護協会 洋光台訪問看護ステーション 管理者
佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会 理事 医療法人誠心会 理事長
土志田 務	神奈川県精神保健福祉士協会 会長
長尾 孝治	中区生活支援センター 所長
萩原 綾子	神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター 副院長兼看護局長
長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会 監事 日向台病院 院長
馬場 淳臣	神奈川県精神科病院協会 理事 横浜日野病院 院長
三村 圭美	神奈川県精神神経科診療所協会 副会長 医療法人圭信会 東川島診療所 院長
山口 哲顕	神奈川県精神科病院協会 会長 港北病院 院長

令和6年度 横浜市精神保健福祉審議会 事務局名簿

区分	氏 名	所 属
事務局	佐藤 泰輔	健康福祉局長
	修理 淳	医療局保健所長(担当理事兼務)(医療医務監兼務)
	君和田 健	障害福祉保健部長
	小西 潤	担当部長 (こころの健康相談センター長)
	中村 剛志	障害施策推進課長
	今井 智子	障害自立支援課長
	大津 豪	障害施設サービス課長
	松村 健也	企画課長
	菊池 潤	医療援助課長
	岩松 美樹	健康推進課長
	吉原 祥子	高齢在宅支援課長
	中村 秀夫	精神保健福祉課長(こころの健康相談センター担当課長兼務)
	川端 勇飛	障害施策推進課施策調整係長
	稲垣 秀樹	障害施策推進課共生社会等推進担当係長
	坂下 新悟	障害施策推進課計画推進担当係長
	米山 のぞみ	障害施策推進課指定・システム担当係長
	佐々木 善行	障害施策推進課担当係長
	渡辺 弥美	障害施策推進課相談支援推進係長
	大野 和義	障害施策推進課担当係長
	梅津 亜矢子	障害施策推進課区分認定係長
	品田 和紀	障害施設サービス課施設管理係長
	畑下 陽介	障害施設サービス課整備推進担当係長
	坂井 良輔	障害施設サービス課地域施設支援係長
	佐藤 央一	障害施設サービス課共同生活援助担当係長
	野口 慶太郎	障害施設サービス課施設等運営支援係長
	長戸 泰弘	障害施設サービス課担当係長
	大野 悟	障害自立支援課就労支援係長
	正寿 弘	障害自立支援課福祉給付係長
	東 宏子	障害自立支援課移動支援係長
	藤森 祐次	障害自立支援課社会参加推進係長
	梅田 久嘉	障害自立支援課居宅サービス担当係長
	香月 正樹	精神保健福祉課精神保健福祉係長
	久保 裕樹	精神保健福祉課担当係長
	小田 礼子	精神保健福祉課救急医療係長
	坂田 瑞恵	こころの健康相談センター相談援助係長
	吉田 裕光	こころの健康相談センター担当係長
	牧野 香織	こころの健康相談センター依存症等対策担当係長
	楠田 裕司	企画課企画係長
	菊川 真希子	医療援助課担当係長
	秋田 萌	健康推進課健康づくり担当係長
内山 みのり	高齢在宅支援課認知症等担当係長	
新堀 大吾	医療局医療政策課長	
徳丸 朝子	医療局医療政策課企画係長	

【資料 1】「横浜市依存症対策地域支援計画」令和 5 年度取組実績照会シート

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
					アル コール	薬物	キャン ブル	ネット・ ゲーム	その他	
ア 若年層への啓発・依存症予防の知識の提供	依存症の正しい理解を促進する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①「依存症って知っていますか?」、「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」、「横浜市でキャンブルなどのお悩みを抱えるあなたへ」ほか依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②新たな依存症啓発リーフレット「依存に悩んでいませんか?」を制作 ③予防を目的とした約30秒の若年層向けの依存症啓発アニメーション動画を2種類制作	○	○	○	○	すべて	①庁内機関121カ所、外部機関829カ所に配布 ②「依存症って知っていますか?」をさらに充実させた内容のリーフレット
	ゲーム障害の正しい理解を促進する、啓発資料の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	家庭でのゲームの付き合い方やルール作りを促す啓発チラシ「家族で考えよう!ゲームとのつきあい方」を、市立小中学校に通う小学1年生から中学3年生の保護者に学校を通じて配布				○		配布数:約264,000部
	ホームページ等を活用し、依存症を含む、青少年向けの広報・啓発の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふぁんみつけ」 【内容】 青少年と青少年に身近な大人に対して、青少年の課題や相談機関・専門機関について啓発することで、青少年の課題が深刻化する前に相談などの適切な対処方法を伝えることを目的として運営。		○	○	○		・サイトの運営（通年） ユニークユーザー数（～1月）:4,972 ・Twitter広告（1/18（木）～2/18（日）） 総ページビュー数:17,199件 ・カード型チラシ※の配布（市立中学校3年生、各区こども家庭支援課、その他関係機関） ※ふぁんみつけ以外の情報も含む
	教員や保護者、地域の大人や団体、区役所などの支援者が支援や指導に活用できる依存症に関する「子ども・若者どこでも講座」の実施	こども青少年局青少年育成課	実施	【取組名】 知っておきたい!子ども・若者どこでも講座 【内容】 全ての青少年が様々なリスクにさらされているという認識のもと、抱える課題の理解を促進するとともに、青少年の育ちを地域全体で見守ることができ環境づくりを目的とし、主に地域・学校で行われる「子ども・若者」をテーマとした講演会・研修会等に講師を派遣する『知っておきたい!子ども・若者どこでも講座』を実施。		○		○		実施回数:54回 参加者:延べ6,028名
	子ども・若者支援に携わる支援者のスキルアップを図ることを目的とした研修の実施	こども青少年局青少年相談センター	実施	厚生労働省の地域自対策緊急強化事業の一つとしても取り組み、若者や支援者のメンタルヘルスを理解し、よりよい支援へとつなげていくことを目的とした「若者相談支援スキルアップ研修 メンタルヘルスコース」の一つのテーマとして、「ネットゲームにまつわる問題の理解と支援～健康的な付き合い方からネット・ゲーム行動症まで～」を動画配信による研修にて実施。				○		講師:神奈川県立精神医療センター依存症診療科 青山久美氏 研修方法:YouTubeによる動画配信 研修配信時期:令和5年7月18日(火)9時～8月31日(木)17時 研修再生時間:約75分(1コマ約25分×3コマ) 参加対象者:横浜市内の公的機関及び地域で子ども・若者の相談・支援に取り組んでいるNPO法人等の民間機関の相談員並びに横浜市内の高等学校・大学の教職員及び相談員 研修申込者数:263名
	ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	①【再掲】啓発チラシ「家族で考えよう!ゲームとのつきあい方」の配布 ②小学生向け教材リーフレット「ゲームやネットの使い方を考えよう」の作成及び市立小学3年生から小学6年生の児童向けに配付 ③協力校において、上記リーフレットを活用した授業の実施や保護者向け講演会の開催等 ④ゲーム障害等で悩みを抱えた児童生徒がスクールカウンセラーに相談した際、クリニック等を紹介できるよう相談機関等のリストを作成し、市立学校各校のスクールカウンセラーに配付				○		②配布数:約123,500部 ③市立小学校2校で実施
子どもが豊かに成長するために、家庭での保護者等の関わり等について、ホームページ等で普及啓発を実施	教育委員会事務局学校支援・地域連携課	実施	①本市ホームページ「よこはま家庭教育支援『はまっこ子育て』」のQA及び相談先紹介の中で、ゲーム依存等について掲載 ②上記ホームページの案内チラシを、新1年生になる児童・生徒の保護者に配付して周知				○		②約60,000部	
依存症に関する予防教育・普及啓発に向けて、様々な年齢の人を対象とする内容の啓発資料の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】若年層向け啓発動画制作 ③【再掲】啓発チラシ「家族で考えよう!ゲームとのつきあい方」の配布	○	○	○	○	すべて		

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アル コール	薬物	キャン プル	ネット・ ゲーム	その他		
1) 総合的な 依存症対策の 取組	イ それぞれ の年齢等に適 した普及啓 発・予防教育 の実施	ホームページやSNSなど、様々な媒体を活用した普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①本市ホームページへの依存症普及啓発に係る情報の掲載 ②横浜市公式Youtubeへ若年層向け啓発動画及び家族向け支援紹介動画を掲載	○	○	○	○	すべて	①アクセス数 (基礎知識)約4,820件 (若年層向け)約3,320件 (家族向け)約3,200件 ②再生回数 (若年層向け啓発動画)：2,053,423回(令和5年4月1日～ 令和6年3月31日) (家族向け支援紹介動画)：8,749回(令和6年6月時点)
	ウ 大学生へ の啓発	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学等へ依存症啓発リーフレットを送付	○	○	○	○	すべて	「依存症って知っていますか？」リーフレットを30校に10部ずつ送付
		横浜市立大学で、大学生の健康診断に合わせて、啓発資料の配布・掲示、保健指導の実施	政策局大学調整課	実施	①啓発資料「吸わない・飲まない」の配布・掲示・配架 ②アルコール依存症、薬物等に関する掲示・は以下の実施	○	○			○ (たばこ)	①約1,000部
		市内にキャンパスを置く国公私立大学に対し、若年層向けの啓発資料の提供	政策局大学調整課	実施	大学・都市パートナーシップ協議会参加大学へリーフレットの配架に関する協力依頼	○	○	○	○		
	エ 身近な支 援者等による 啓発	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】啓発チラシ「家族で考えよう！ゲームとのつきあい方」の配布	○	○	○		すべて	
		幅広い市民が訪れる身近な支援機関の窓口等での依存症に関する広報物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課 区政推進課 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	①「依存症って知っていますか?」、「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」、「依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ」、「依存症家族教室のご案内」、「横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内」ほか依存症関連広報物の配架・配布 ②(港南区)福祉保健課主催の健康づくり月間において「こころの病気について理解を深めよう」のタペストリーを展示し、「依存症って知っていますか」を配架。	○	○	○	○	すべて	②45部配架
	オ 心身の健 康を保つ取組	区役所の精神保健福祉相談等でこころの健康に関する相談を実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談を実施	○	○	○	○	すべて	相談延件数18,983件(心の健康づくり)
		ストレスチェックや対処法、こころの病気に関する基本的知識等についてホームページやリーフレット等により啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	①本市ホームページにて、記事や情報を掲載。 ②こころの健康に関する動画を作成・配信 ③こころの健康に関するリーフレットを作成・配布 ④世界メンタルヘルスデーへの取り組み ⑤よこはま企業健康マガジンに原稿を寄稿	○	○	○	○		①本市ホームページにてこころの健康に関する記事や情報を掲載 ②R6.2「心の波編」「見方を変える編」を作成。 「心の状態を知る編」「セルフケア編」をR5.5、R5.10、R6.2にYoutube広告、通年で新高島駅ホームドアに掲出。 ③「あなたのストレスサインは何ですか？」(企業向け)を作成。 ④市庁舎ライトアップ(グリーン&シルバー)、「こころのセルフケアを考えるブックリスト」作成 ⑤R6.3にメンタルヘルスに関するコラムを寄稿
		こころの電話相談で、区役所の閉庁時間である平日夜間帯の一部及び休日にこころの健康に関する相談を実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	365日こころの健康に関する相談に対応し、必要に応じて専門相談窓口を案内	○	○	○	○	性・窃盗等	相談件数(依存症以外の相談も含む) 7,512件
		生活習慣改善相談として、健康診断の数値・結果データの見方や、生活習慣病・禁煙に関する相談を実施	健康福祉局健康推進課	実施	生活習慣改善相談における禁煙相談の実施		○				延べ67人実施(令和6年4月9日時点)
		「よこはまグッドバランス企業賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	政策局男女共同参画推進課	実施	①よこはまグッドバランス企業認定事業 ②応募企業及び認定企業の経営者、人事・労務担当者向けにワークショップ「自社のワーク・ライフ・バランスについて考えよう-働く環境の課題整理と解決に向けて-」を実施						①令和5年度認定企業数：233社 ②参加者数：11社・12人
		「よこはまグッドバランス賞」の認定などを通じ、市全体のワーク・ライフ・バランス推進を目指した取組を実施	こども青少年局企画調整課 こども青少年局地域子育て支援課	実施	啓発冊子「あなたとわたしのワーク・ライフ・バランスハンドブック」の配布						配布部数：約700冊

重点施策1 予防のための取組

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アル コール	薬物	ギャン ブル	ネット・ ゲーム	その他		
カ 様々な課 題への支援	・ 区役所の関係各課において、依存症の本人が直面 する様々な課題に対する相談対応に必要な支援を実施 ・ 担当課だけで対応が難しい場合、関係機関等との 横断的な情報共有や連携した対応を実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で関係機関等と連携して相談対応に必要な支援を実施	○	○	○	○	すべて		
	・ 教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談 対応を実施 ・ スクールカウンセラー等が教職員と連携し、児童・ 生徒や保護者の相談に対応	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	実施	教育相談の中で学校生活上の困りごとについて相談対応を実施 スクールカウンセラー等が教職員と連携し、児童・生徒や保護者の相談に 対応				○		各学校、週1回の区役所相談で教育相談実施	
(2) アル コール 依 存 症 に 特 化 し た 取 組	ア 多量飲酒 等の防止(適 量な飲酒)へ の取組	生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおい て、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高め る啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	家族向け夜間セミナー「家族のお酒の問題が心配なあなたへ アルコール依 存症専門医療機関での支援や家族の回復」を開催	○				開催日時：令和5年11月24日 18:30～20:00 講師：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター精神科 医長 湯本洋介氏 参加者数：26名	
		市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこは ま企業健康マガジン」（メール配信）においてアル コール問題に関する記事の配信	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	よこはま企業健康マガジンでアルコール関連問題啓発週間についての記事を 掲載	○					配信日：令和5年11月1日
		生活習慣改善相談や健康づくり関連イベントにおい て、健康問題とともに適量な飲酒に関する知識を高め る啓発の実施	健康福祉局健康推進課	実施	啓発リーフレット「それって、ストレスのせいじゃない？」を各区福祉保健 課で配布	○					
		市内で働く人たちの多量飲酒防止に向けて、「よこ はま企業健康マガジン」（メール配信）においてアル コール問題に関する記事の配信	健康福祉局健康推進課	実施	「よこはま企業健康マガジン」に記事掲載	○					11月号で配信 約1,112人（登録者対象）
	イ 未成年飲酒 防止・不適切 な誘引防止の 取組	小・中・高等学校の保健教育において飲酒の問題に関 する授業の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	学習指導要領に基づき該当学年の児童生徒を対象に実施 ①小学校「病気の予防」 ②中学校「健康な生活と疾病の予防」 ③高等学校「現代社会と健康」	○	○				
ウ 女性特有 の課題に応じ た不適切な飲 酒の防止の取 組	依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の作成・ 配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①支援者向けガイドラインへの掲載 ②「依存に悩んでいませんか」への掲載 ③男女共同参画推進センターへのリーフレットを送付	○	○	○	○	すべて	①コラム「女性の依存症」を掲載 ②コラム「女性のアルコール依存」を掲載 ③10部送付	
	女性の生活習慣病や依存症の予防に向けて情報提供の 実施	政策局男女共同参画推進課	実施	①心とからだと生き方の総合相談 ②広報物の配布	○	○	○	○	摂食障害	①3,000件 ※依存症以外を含む ②広報物「フォーラムの相談室です」2,500部配布	
(3) 薬 物 依 存 症 に 特 化 し た 取 組	ア 教職員等 向け研修の実 施	青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、 市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱 用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施	医療局医療安全課	実施	薬物乱用防止啓発指導者研修会「OTC医薬品等による薬物乱用について『助 けて』が言えない子どもたち」の実施		○			講師：国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物 依存研究部心理社会研究室長 嶋根卓也氏 開催日：令和5年8月30日 参加者数：156人	
		青少年の薬物乱用防止や薬物依存症の予防に向けて、 市内小・中・高等学校の教職員等を対象とした薬物乱 用による心身への影響や依存症に関する研修会の実施	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会の実施		○				
	イ 薬物乱用防 止への取組	市民に対する薬物乱用防止を目的とした、薬物に関す る正しい知識や危険性の普及啓発の実施	医療局医療安全課	実施	①第12回薬物乱用防止キャンペーンin横濱 ②薬物乱用防止教室のオンライン配信 ③市立の小学校5・6年生及び中学生全員にキャンペーン開催のチラシを配 布		○				① 1 スタートイベント 桜木町駅前広場で薬物乱用防止の呼びかけ、啓発資材の配布 開催日：令和5年7月22日 2 メインイベント 新都市プラザで映像やパネル展示、体験コーナーによる啓発 を実施。 開催日：令和5年11月3日 ②配信期間：令和5年11月1日～6年1月15日 ③約142,000人
	薬物乱用防止庁内連絡会を通じた関係機関との連携や 情報共有の実施	医療局医療安全課	実施	薬物乱用防止対策庁内連絡会		○				こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局、医療局の 関係課で構成 開催回数：1回（令和6年1月22日）	

施策		取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）		
						アル コール	薬物	キャン プル	ネット・ ゲーム	その他			
た 取 組 に ギ ャ ン プ ル 等 依 存 症 の 特 化 し た 取 組	（ 4 ） ギ ャ ン プ ル 等 依 存 症 の 取 組	ア 高等学校の保健体育におけるギャンブル等依存症の教育	高等学校で行われる保健体育の授業において、ギャンブル等依存症の予防や正しい付き合い方に関する授業の実施	教育委員会事務局高校教育課	実施	【再掲】保健の授業において「現代社会と健康」の単元等で扱う	○	○	○	○			
		イ 場外券売り場などでの普及啓発	公営競技の場外券売り場等において、依存症の予防教育・普及啓発に関する広報物の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公営競技の場外券売り場等での依存症啓発リーフレット等の配架依頼	○	○	○	○	すべて	ギャンブルカード30部及び依存症関連リーフレット1部を5か所（ウインズ横浜、エクセル伊勢佐木、ジョイホース横浜、ポートピア横浜、サテライト横浜）に送付	
重 点 施 策 2	依 存 症 に 関 す る 正 し い 理 解 、 知 識 を 広 め る た め の 普 及 啓 発	（ 1 ） 総 合 的 な 依 存 症 対 策 の 取 組	ア 依存症について関心を持ち正しい理解を促進する普及啓発	電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、依存症の正しい理解を促進する普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	公共交通広告等での動画広告掲載	○	○	○	○	すべて	放映場所：市営地下鉄、J相鉄線、市営バス、神奈中バスの車内広告、みなとみらい線（馬車道駅、元町・中華街駅）のホームドアビジョン 放映期間：28日間以上（5月、9～10月、11～12月） 放映場所：横浜駅みなみ通路デジタルサイネージ 放映期間：11月13日～11月19日
			イ 市民向け講座の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び啓発事業」で、一般市民及び依存症の家族等向けに市民講座「アルコールについて考えてみよう」を開催	○					開催日時：令和5年9月22日 15:00～16:30 講師：横浜市立大学附属病院精神科教授 宮内雅利氏、横浜マック・デイケア・センター施設長 内村晋氏 受講者数：10名	
		イ 依存症の正しい知識の普及啓発	依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】若年層向け啓発動画制作 ③【再掲】横浜市立大学への委託事業で市民向け講座を開催	○	○	○	○	すべて		
		イ 依存症の正しい知識の普及啓発	依存症の正しい理解を促進する広報物の作成・配布、講演会等の開催	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	①（中区）講演会の開催 ①（港南区）生活支援センターへの委託事業である精神保健福祉・出前講座の中で、依存症をテーマとした講演会の開催 ②（磯子区）生活衛生協議会衛生講習会で健康状況、飲酒のスクリーニングテスト、こころと体についての啓発を実施	○	○	○	○		①2回開催 「ウェルビーイング」参加者:21名 「なぜ、お酒をやめられないのか」参加者:28名 ②2回実施 「行為依存症からの回復と生きづらさ」 開催日時：令和6年1月19日 13:00～15:00 講師：一般社団法人ブルースター横浜代表理事 則井博文氏及び利用者の皆さん 参加者：14名 「子どもの健やかな育ちのためにデジタルデバイスとのつきあい方」 開催日時：令和6年2月29日 10:00～11:30 講師：臨床心理士・公認心理士・スマホ依存症防止学会アドバイザー 満口ゆりあ氏 ③1回開催 開催日時：令和6年2月20日 講師：保健師 参加者数：26名	
		イ 民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○	すべて			
イ 民間支援団体等による講演会等について、周知協力などの開催支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等による講演会等への周知協力・参加	○	○	○	○	すべて					
ア 依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発	電車の交通広告やインターネット・SNSなどを活用した、相談につながる普及啓発の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①インターネットリスティング広告 Yahoo!及びGoogleの検索エンジンでの依存症に関連する単語で検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示 ②【再掲】公共交通広告等での動画広告掲載	○	○	○	○	すべて	①表示回数：665,025回			
	厚生労働省が定める啓発週間に合わせた、相談勧奨や市民向けセミナーの開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①広報よこはま、Twitter、LINEでのギャンブル等依存症啓発週間とアルコール関連問題啓発週間に合わせた相談窓口の案内 ②ギャンブル等依存症問題啓発週間のある5月に「ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と家族の回復」夜間セミナーを開催 ③【再掲】アルコール関連問題啓発週間のある11月に夜間セミナーを開催	○	○	○	○	すべて	①広報よこはま令和5年度5月号記事掲載 ②開催日時：令和6年5月29日 18:30～20:00 講師：北里大学病院精神神経科 朝倉崇文氏、NFCRノンファミリーカウンセリングルーム 佐藤しのぶ氏 参加者：28名			
	依存症の本人や依存症が疑われる人及びその家族等が相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて				

重点施策3	相談につながるための普及啓発	施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
							アルコール	薬物	ギャンブル	ネット・ゲーム	その他	
総合的な依存症対策の取組	イ 幅広く身近な場所での普及啓発	依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性の高い区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	【再掲】 依存症関係の広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて		
		精神障害者生活支援センターや基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、発達障害者支援センターなど、依存症の本人や依存症が疑われる人が訪れる可能性のある身近な支援者の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布	基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ	実施	【再掲】 依存症関係の広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて		
	ウ 家族等向けの啓発	依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等に対し、相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成・配布	○	○	○	○	すべて		
		家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等や身近な支援者へ周知の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①依存症個別相談及び依存症家族教室（セミナーを含む）での情報提供 ②家族教室での依存症家族向け支援紹介動画の放映による周知	○	○	○	○	すべて		
		・ 依存症の本人や依存症が疑われる人の家族等が訪れる可能性のある区役所の関係各課の窓口などで、依存症の相談につながる相談支援機関の広報物の配架・配布 ・ 家族等からの相談にも対応する専門的な医療機関に関する情報について、家族等への周知の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	【再掲】 依存症関係の広報物の配架・配布	○	○	○	○	すべて		
	エ 民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等による講演会等の開催	民間支援団体等	実施	民間支援団体等が依存症の本人や家族、支援者等を対象に講演会等を実施	○	○	○			横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施（5団体で15回）	
		民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	民間支援団体等主催の講演会等の周知	○	○	○	○	すべて		
		民間支援団体等が開催する講演会等の周知支援の実施	区高齢・障害支援課（精神保健福祉相談）	実施	【再掲】 民間支援団体等主催の講演会等の周知	○	○	○	○	すべて		
	オ インターネットを活用した情報提供	こころの健康相談センターのホームページでの依存症に関する情報の拡充	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 本市ホームページへの情報掲載	○	○	○	○	すべて		
		依存症のセルフチェックや自身のニーズに合った相談・支援・医療機関の検索ができるWebサイトの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	セルフチェックウェブページの運用	○	○	○	○		セルフチェック実施件数：19,676件	
（2） 症に特化したアルコール依存	ア 産業保健分野における普及啓発	市内企業等の人事・労務担当者が、従業員をアルコール依存症の相談につなげるための情報提供の実施	神奈川産業保健総合支援センター	実施	神奈川産業保健総合支援センターのホームページ内「産業保健看護職のひろば」にて、産業保健スタッフに対して、アルコールを含めた依存症相談窓口について周知	○						
		市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 「よこはま企業健康マガジン」に記事掲載							
		市内企業等の従業員のアルコール依存症の相談につながる広報物の作成・配布	健康福祉局健康推進課	実施	啓発リーフレット「それって、ストレスのせいじゃない？」を各区福祉保健課で配布	○						
		市職員に向けて、飲酒に関する啓発資料の作成・周知、アルコール依存症に関する相談対応等の実施	総務局職員健康課	実施	①市職員のこころの健康相談で、アルコールなど依存症に関する相談に対応している。 ②職員に対して飲酒に関する啓発資料を作成・発信している	○		○	○		②年1～2回	
（3） 物化した依存症に特化した取組	ア 重複処方の人へのお知らせ	医療機関への重複受診や重複・多剤処方が見られる人に対し、薬物依存に関する注意喚起や適正受診に関する指導及び相談支援機関に関する情報提供の実施	健康福祉局保険年金課	実施	①重複頻回対策事業 ②重症化リスク者適正受診勧奨事業（重複投薬、多剤服用者へ適正受診を促す通知）		○				①通知・電話指導60件（延べ） ②1,778人	
（4） 存症に特化したギャンブル	ア ギャンブル等依存症の本人等が相談につながる普及啓発	借金・多重債務問題の相談、法律相談など、依存症の本人等の目に触れる機会や場において相談につながるリーフレット等の配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②法テラスへの啓発資料の送付	○	○	○	○	すべて	②法テラスに10部ずつ送付	
		ギャンブル等の事業者と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配架・配布など、ギャンブル等の問題を抱える本人の気付きや相談につながるよう、普及啓発を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成・配布 ②【再掲】 法テラス等への啓発資料の送付	○	○	○	○	すべて		

施策			取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）
							アル コール	薬物	ギャン ブル	ネット・ ゲーム	その他	
た	ブ ル 等 依	及啓発	消費生活総合センターにおいて、ギャンブル等依存症 の相談につながる広報物の配架・配布	経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターの展示・情報資料室において、ギャンブル等依存症の 相談につながる広報物「依存症って知っていますか?」、「依存症のお悩み を抱えるあなたへ」の配架・配布			○	○		
	ア	連携会議 による支援情 報の収集と共 有等	・ 関係機関の連携と地域における依存症に関する情 報や課題の共有を目的とした連携会議の開催 ・ 関係機関との情報や課題の共有	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて	開催回数：3回 参加機関：48機関
			連携会議への参加及び関係機関との情報や課題の共有	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて	
	イ	行政、民 間支援団体 等、医療機 関、身近な支 援者などの幅 広い支援者の ネットワー ク、顔の見える 関係の構築	連携会議の開催をはじめとした行政、民間支援団体 等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネット ワークと顔の見える関係の構築	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて	
			連携会議への参加をはじめとした行政、民間支援団体 等、医療機関、身近な支援者などによる幅広いネット ワークと顔の見える関係の構築	こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	【再掲】 連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有						
	ウ	支援ガイ ドラインの作 成及び支援者 向け研修の実 施	身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うた めの初期チェックリストや連携フローなどを記載し た、支援ガイドラインの作成	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる 支援者向けガイドライン～」第2版を令和5年10月に策定し、市民情報セン ター市政刊行物・グッズ販売コーナーにて令和6年2月1日より販売	○	○	○	○	すべて	
			身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指 す、研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症に関する相談支援のスキルアップを目指す支援者向け研修をオンライ ン開催（9月：基礎編、10月実践編を2回）、アーカイブとして未受講者で 希望者にDVD貸出を実施	○	○	○			(第1回) 開催日時：令和5年9月11日 13:30～16:30 講師：矢田の丘相談室代表 田中剛氏、認定NPO法人ワン ダーポート施設長 中村努氏 参加者数：114名（DVDでの受講者含む） (第2回) 開催日時：令和5年10月4日 13:30～16:30 講師：田中剛氏、横浜断酒新生活会家族会メンバー 樋口温子 氏 参加者数：85名（DVDでの受講者含む） (第3回) 開催日時：令和5年10月16日 13:30～16:30 講師：田中剛氏、女性サポートセンターインダー代表 小嶋 洋子氏 参加者数：87名（DVDでの受講者含む）
身近な支援者から専門的な支援者へのつなぎを行うた めの初期チェックリストや連携フローなどを記載し た、支援ガイドライン作成にあたっての検討・情報共 有			こども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 民間支援団体等	実施	【再掲】 連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて		

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アル コール	薬物	キャン ブル	ネット・ ゲーム	その他		
重点 施策 策4 身近な 支援者等 から 依存症 支援に つな げるた めの取 組	(1) 総合 的な 依存 症対 策の 取組	身近な支援者の依存症理解の促進と支援の向上を目指 す、研修等の参加	実施	依存症支援者向け研修への参加	○	○	○				
		エ 身近な支 援者から専門 的な支援者へ つなぐ取組	関係機関と連携を図りながら身近な支援者から専門 的な支援者への適切なつなぎの実施	実施	①各窓口で必要に応じて関係機関と連携しながら、専門的な支援者へのつな ぎを実施 ②(南区)ダルク、医療機関、神奈川県地域生活定着支援センター等と様々 な依存症の相談・サービス利用について連携し、対応	○	○	○	○	すべて	
	オ 身近な支 援者と連携し た取組	身近な支援者が依存症の理解を促進する研修等にお ける技術支援・連携	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①【再掲】依存症支援者向け研修の実施 ②支援者向けガイドラインの活用	○	○	○			②依存症対応研修の中で、ガイドラインの活用講座を実施
		依存症の理解を促進する研修等の開催・参加	子ども青少年局児童相談所 基幹相談支援センター 発達障害者支援センター 精神障害者生活支援センター 地域ケアプラザ 区高齢・障害支援課 区生活支援課 区子ども家庭支援課	実施	①神奈川県酒害相談一般研修会への参加 ②(中区)ヘルスメイトを対象に禁煙・受動喫煙の害についての研修を実施 ③(港南区)喫煙に関する健康出前講座の実施(対象者:港南区内の横浜健 康経営認証企業の従業員) ④(港南区)喫煙に関する健康出前講座の実施(対象者:港南区内の高校に 通学する高校生)	○				たばこ	①鶴見区、西区、中区、南区、青葉区、栄区、戸塚区 ②参加者:32名 ③開催日時:令和5年10月12日 講師:福祉保健課健康づくり係保健師2名 参加者数:約10名 ④開催日時:令和5年12月8日 講師:福祉保健課健康づくり係保健師2名 参加者数:223名
	カ 福祉サー ビス提供事 業者等への 情報提供 や研修の 実施	介護事業者や障害福祉サービス事業者等を対象とした 依存症に関する情報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症支援者向け研修の実施	○	○	○			
		子どもの保護者等が依存症の問題を抱えている場合 に、早期発見・早期支援につなげられるよう、保育・ 教育機関の職員などを対象とした情報提供や研修等の 実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①市販薬・処方薬依存の悩みを抱える若年層の家族や支援者向けのセミナー 「処方薬・市販薬依存～若者が抱える生きづらさへの理解と対応」を開催 ②【再掲】依存症対応研修の実施				○		①日時:令和5年8月1日 講師:神奈川県立精神医療センター 青山久美氏 参加者数:69名
		介護事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事 業者を対象とした依存症に関する研修等の参加	健康福祉局障害施策推進課 健康福祉局障害施設サービス課 健康福祉局障害自立支援課 健康福祉局介護事業指導課 健康福祉局高齢在宅支援課	実施	各課が所管しているサービスの事業者へ依存症対応研修等の情報提供						
		教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局健康教育・食育課	実施	【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会等への参加		○				
		教育機関の職員などを対象とした研修等の参加	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	実施	【再掲】薬物乱用防止啓発指導者研修会等への参加		○				
	キ 市内の支 援者情報をま とめた情報ツ ールの整備	身近な支援者が対象者のニーズに合った支援者を検索 できるよう、市内の支援者情報をまとめた情報ツールの 整備	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①ホームページ上で支援者情報の掲載 ②支援者向けガイドラインへの連携機関・団体の掲載	○	○	○	○	すべて	
ク 救急医療機 関との連携	救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその 家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支 援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	市内の救急科のある医療機関に本市作成のリーフレットや広報物等を送付	○	○	○	○	すべて	送付先:337機関	
	救急医療機関において、依存症が疑われる患者やその 家族等への依存症に関する知識の提供や専門的な支 援者につなげるための広報物の作成・配架・配布	医療局医療政策課	実施	【再掲】市内の救急科のある医療機関に本市作成のリーフレットや広報物等 を送付	○	○	○	○	すべて		

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているもの、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）		
					アル コール	薬物	キャン プル	ネット・ ゲーム	その他			
	ケ かかりつけ 医への研修の 実施	かかりつけ医から専門的な支援者へのつなぎの促進に 向けて、「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」にお いて、依存症の理解促進を図る内容を追加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	かかりつけ医うつ病対応力向上研修 うつ病に関する基礎知識の講義の中で、自殺との関連問題として、アルコー ルを中心に依存症に関する内講義を実施。	○	○	○			開催日：令和5年11月19日 9:30～13:30 講師：横浜こころの健康相談センター長 白川教人、愛光 病院医師 桑原寛氏、さいとうクリニック院長 斎藤庸男氏 対象：神奈川県内で診療又は活動している身体科の医師 受講者数：79人	
	コ 区役所の 関係各課が連 携した相談等 への対応	区役所の精神保健福祉相談及び関係各課における依存 症への理解と相談対応力の向上に向けた依存症に関す る研修等への参加	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	①【再掲】神奈川県酒害相談一般研修会への参加 ②MSW新任研修（カリキュラムの一部に依存症の講義あり）への参加 ③【再掲】依存症支援者向け研修への参加	○	○	○				
		各課や関係機関との横断的な情報共有や連携した対応 の実施	区高齢・障害支援課 区生活支援課 区こども家庭支援課 区福祉保健課	実施	各区窓口で必要に応じた各課や関係機関との横断的な情報共有、複合的な問 題を抱える事例における連携した対応の実施	○	○	○	○	すべて		
	サ 医療関係 者による支援 者向け研修の 実施	身近な支援者に向けて、専門の医師等による研修の実 施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発 見・早期継続支援及び啓発事業」の中で、医療従事者を対象とした研修会 「アルコール使用障害について」をオンライン開催	○						開催日時：令和6年2月22日 18:00～19:20 講師：横浜市立大学附属市民総合医療センター精神医療センタ ー 戸井田真木氏、横浜舞岡病院認知症疾患医療センター 副センター長 千葉悠平氏 受講者数：29名
アル た コ ー ル 依 存 症 に 特 化 し	ア 内科等 での気付きと つなぎ	内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニン グし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくり の検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	横浜市立大学への委託事業「減酒外来におけるアルコール依存症の早期発 見・早期継続支援及び啓発事業」の中で、横浜私立大学附属市民総合医療セ ンターの減酒外来において、アルコールの問題を抱える他診療科の患者に対 してスクリーニングや専門的な支援者へのつなぎを実施	○						
		内科等において依存症が疑われる事例をスクリーニン グし、専門的な支援者へつなぐための仕組みづくり の検討	医療局医療政策課	実施	【再掲】横浜私立大学附属市民総合医療センターの減酒外来において、アル コールの問題を抱える他診療科の患者に対してスクリーニングや専門的な支 援者へのつなぎを実施	○						
		依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内 科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団 体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情 報提供や研修等の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】医療従事者を対象とした研修会「アルコール使用障害について」を オンライン開催	○						
		依存症の本人等がアルコールに起因する疾患により内 科を受診した際に、適切に専門医療機関や民間支援団 体等へつなぐことができるよう、医療従事者等への情 報提供や研修等の実施	医療局医療政策課	実施	【再掲】医療従事者を対象とした研修会「アルコール使用障害について」を オンライン開催	○						
（ 3 ） に 特 化 し た 薬 物 依 存 症	ア 保護観察 所との密な連 携と情報共有	保護観察所と連携し、保護観察処分となっている人へ の支援機関に関する情報提供や支援者向けの研修等の 実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①コホート調査の実施 ②【再掲】依存症支援者向け研修の実施	○	○	○	○	すべて	①調査対象者6名（令和6年4月1日時点） 調査開始（令和元年7月）から現在まで39名登録	
		情報交換や緊密に連携を行う体制づくりに向けて、薬 物依存のある保護観察対象者等の支援に係る実務者検 討会や地域支援連絡協議会への参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会への出席		○					令和6年2月20日出席（こころの健康相談センター 2名、 精神保健福祉課 1名）
		保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査 へ協力し、保護観察の対象となった人への継続的な支 援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】コホート調査の実施		○					
（ 4 ） 存 症 に 特 化 し た ギ ャ ン プ ル 等 依	ア 借金・消 費生活・法律 相談等から専 門的な支援者 へのつなぎ及 び啓発	依存症の本人や依存症が疑われる人から相談があった 場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等 の身近な支援者から専門的な支援者へつなぐととも に、関係機関のホームページ等に提出される情報を紹 介するなどの啓発を実施	経済局消費経済課	実施	消費生活総合センターにおいて、依存症の本人や依存症が疑われる人から相 談があった場合に、借金・消費生活・法律等に関する相談窓口等の身近な支 援者から専門的な支援者へつなぐとともに、関係機関のホームページ等に掲 出される情報を紹介するなどの啓発を実施			○	○		7件において、依存症に関する窓口を紹介（令和6年3月31 日現在）	
		依存症の本人や依存症が疑われる人が相談に訪れる可 能性のある、借金・消費生活・法律等に関する相談窓 口等で、依存症の可能性に気付き、専門的な支援者等 へつなぐことができるよう、相談に携わる人に向け て、依存症に係る情報提供や研修などを実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症支援者向け研修の実施 【再掲】法テラス等への啓発資料の送付	○		○				
	ア 行政にお	専門相談を実施するとともに、回復プログラム等の案 内や専門的な支援者等との連携など、回復に向けたつ なぎの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症個別相談の実施	○	○	○	○	すべて	相談延件数：1,146件	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）		
					アル コール	薬物	ギャン ブル	ネット・ ゲーム	その他			
重点 施策 5 専 門 的 な 支 援 者 に よ る 回 復 支 援 の 取 組	（ 1 ） 総 合 的 な 依 存 症 対 策 の 取 組	ける相談支援	区役所の精神保健福祉相談において、相談対応を行うとともに、地域の身近な窓口として継続的な支援の実施	区高齢・障害支援課	実施	精神保健福祉相談における依存症に関する相談対応	○	○	○	○	すべて	相談延件数：1,559名
		イ 回復プログラム・家族教室の実施	依存症のメカニズムや再発のサイン・対処法について一緒に考える回復プログラムの実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施	○	○	○	○	すべて	参加実人数：10名 延参加人数：42名
			家族等が依存症について学び、対応方法・回復について考える家族教室の実施	健康福祉局こころの健康相談センター	実施	依存症家族教室の実施	○	○	○	○	すべて	参加延人数：224名
			地域資源を活用した家族教室の実施	区高齢・障害支援課	実施	①アディクション（依存症）家族教室（鶴見区、神奈川区、南区合同開催） ②アルコール依存症教室（金沢区） ③アディクション家族教室（港北区、緑区、青葉区、都筑区合同開催）	○	○	○	○		①12回（うち6回は外部講師に依頼）開催、会場は4回ごとに3区で持ち回り。 外部講師：大石クリニック医師 大石裕代氏 ②11回開催 場所：金沢区役所 外部講師：大石クリニック看護師、アルク相談員 ③12回開催、会場は3回ごとに4区で持ち回り。 場所：港北区役所、緑区役所、青葉区役所、都筑区役所 外部講師：矢田の丘相談室代表 田中剛氏
		ウ 民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援	・民間支援団体等がそれぞれの特性を生かした、依存症の本人や家族等の回復に向けた取組の実施 ・他の民間支援団体等や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援の提供	民間支援団体等	実施	①横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用した各民間支援団体等が相談活動、普及啓発、ミーティング等の支援活動を実施 ②【再掲】連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて	①7団体、12事業を実施
		エ 利用者のニーズに合った制度の検討	障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	その他	横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の活動費補助の見直しの実施	○	○	○			【昨年度実施済】 対象活動の中で、他の公費が入っていない部分の補助対象の解釈の見直しを実施（例：講演会実施当のための内部職員の実活動にあたる謝金等）
			障害者総合支援法等の制度内で対応しきれない依存症特有の支援ニーズに対して、利用者の回復につながる利用制度に向けた調整の検討	健康福祉局障害施設サービス課	その他	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の活動費補助の見直しの実施	○	○	○			
		オ 民間支援団体等への活動支援	民間支援団体等が継続して依存症の本人や家族等を支援できるよう、団体が行うミーティング・普及啓発・相談等の活動へ補助の実施 ・男女共同参画センターの会議室等を自助グループの活動場所として提供 ・自助グループが開催するセミナーの支援の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 政策局男女共同参画推進課	実施 実施	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金 ①自助グループ支援事業 ②広報パンフレット「自助グループのご案内」配布 ③ホームページ「自助グループをさがす」の公開	○	○	○		共依存、 摂食障害	①依存症関連14グループ ②5,000部 ③アクセス数約12,000件
		カ 施設の危機管理体制充実に向けた支援	感染症予防に必要な物品を含めた活動補助の実施 ・障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターを対象として、災害時等における施設運営に有益な情報の提供や福祉避難所としての備蓄品購入の補助の実施 ・施設運営に関する情報提供や緊急時対応マニュアルの作成の推進 ・感染症予防に必要な物品の導入補助の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課 健康福祉局障害施設サービス課	実施 実施	【再掲】横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金 ①障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターに対して、「災害時対応マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」の作成等とともに、それぞれ実地指導の際に内容を確認し、必要な助言等を実施。 ②福祉避難所を運営する社会福祉法人等に対し、助成金を交付 ③新型コロナウイルス感染症対策として「障害福祉サービス継続支援事業」により、衛生物品等の購入に対する補助を実施	○	○	○	○	すべて	
		キ スタッフの人材育成・セルフケアのための取組	民間支援団体等の職員の人材育成や離職防止に向けて、支援スキル向上やセルフケアのための研修会の開催	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	依存症リカバリストaff向け研修「気持ちを引き出す面接テクニックーロールプレイからアセスメントや動機づけ面接法を学ぶー」のオンライン開催	○	○	○	○	すべて	開催日時：令和6年2月22日 14:00～16:00 講師：田中剛氏（矢田の丘相談室代表） 参加人数：15名
	行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセスしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の開催・参加	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて			

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）	
					アル コール	薬物	キャン プル	ネット・ ゲーム	その他		
	ク 連携会議 による情報共 有	行政、医療、福祉・保健、教育、司法などの関係機関 がお互いの理解を深め、本人等が必要な支援にアクセ スしやすいネットワークの構築を目指した連携会議の 開催・参加	実施	【再掲】 連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて		
	ケ 専門的な 医療機関の充 実に向けた研 修等の実施	依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るた め、精神科等の医療関係者に対する研修等の実施	実施	【再掲】 医療従事者を対象とした研修会「アルコール使用障害について」を オンライン開催	○						
重点 施策 6 地域 で生 活し なが ら、 回復 を続 ける こと を	ア 連携会議 によるサポ ート体制の構築	身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等 の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援 体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加	実施	【再掲】 依存症関連機関連携会議の開催	○	○	○	○	すべて		
		身近な支援者が専門的な支援者と支援情報の共有等 の促進を図り、地域生活の中で回復し続けられる支援 体制の構築を目指すため、連携会議の開催・参加	実施	【再掲】 連携会議への参加及び事例検討等を通じた課題の共有	○	○	○	○	すべて		
	イ 地域にお ける依存症 の支援	地域生活の中での回復の継続に向けて、関係する各 主体と専門的な支援者が、情報や技術を共有すると ともに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 構築に向けた協議の場等において、関係者間の連携 を進め、支援体制を構築	健康福祉局精神保健福祉課	実施	①区域・市域での協議の場の開催 ②担当者向け説明会の開催 ③精神障害ピアサポート検討会の開催（令和5年度より事業開始） ④区協議の場推進のためのアドバイザー事業の実施						①区の実情に合わせ、2か月に1回程度の開催 ②年1回開催 ③研修年2回開催、巡回相談8回実施、連絡会1回開催 ④3区利用
		依存症を抱える本人の地域での生活を支える、介護 事業者や障害福祉サービス事業者、相談支援事業者が スムーズに支援を行うことができるよう、依存症に関 する情報提供や研修等を実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 依存症支援者向け研修の実施	○	○	○			
	ウ 回復や支 援に関する情 報共有	依存症の様々な支援のあり方や回復プロセスの共有 及び関係機関への周知	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	支援者向けガイドラインの周知	○	○	○	○	すべて	330機関に330冊配布
	エ 更生保護 と一体とな ったサポ ート	保護観察所等と連携して、民間支援団体等に関する 情報提供や依存症以外の問題に関する相談対応の実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	①意見交換会の実施 ②【再掲】 コホート調査の実施		○				①5回実施
		回復後も切れ目ない支援を継続するため、薬物事 犯による保護観察対象者を対象とするコホート調査 への協力	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	【再掲】 コホート調査の実施		○				
	オ 就労の支 援	行政と民間支援団体等が連携し、依存症からの回復 を雇用する企業や関係機関に対し、依存症からの回復 と就労の両立のために必要な知識等の普及啓発	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	実施	・【再掲】 広報よこはまへの記事掲載 ・【再掲】 公共交通での動画広告の掲載 ・【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成 ・【再掲】 Twitterでの情報発信	○	○	○	○	すべて	
若者サポートステーションにおいて、就労に向けて 様々な困難を抱える15～49歳の人及びその家族等を 対象として、総合相談や就労セミナー、就労訓練等の 実施		子ども青少年局青少年育成課	実施	【事業】 若者サポートステーション事業 【内容】 就労支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援やセミナー、就労体験 等を実施					困難を抱える 若者とその 家族を対 象としてお り、依存症 または特定 の依存症分 野に限定し ない。	※令和5年度12月末時点 相談件数 延べ14,186件	

施策	取組の方向性	担当課 ※複数課で実施しているものも、担当課を 分けて記載しています。	実施状況	事業・取組名・取組内容など	対象とする依存症の分野					実績（または見込）		
					アル コール	薬物	キャン プル	ネット・ ゲーム	その他			
サ ポ ー ト す る 取 組		障害者就労支援センターにおいて、働くことを希望する障害児・者を対象として、就労に関する相談、職場実習等を通じた適性把握、求職活動支援や就労後の定着支援等の実施	実施	健康福祉局障害自立支援課	求職支援、定着支援に関する就労の全般的な相談支援を実施（依存症に特化した取り組みではなく、依存症の方も含めて引き続き、就労相談支援を実施する。）	○	○	○	○			
		依存症からの回復を続ける人や、依存症に関連する犯罪により刑務所等から出所した人が地域の中で住み続けられるよう、依存症に関する正しい知識の普及啓発の実施	実施	健康福祉局こころの健康相談センター 健康福祉局精神保健福祉課	・【再掲】 広報よこはまへの記事掲載 ・【再掲】 公共交通機関での動画広告の掲載 ・【再掲】 依存症啓発リーフレット等の作成 ・【再掲】 Twitterでの情報発信	○	○	○	○	すべて		
		住宅に困窮する低額所得者で市内に在住又は在勤の人に対して、公募により市営住宅の提供	実施	建築局市営住宅課	市営住宅入居者募集（4月・10月） 令和5年度より、定期募集で募集割れ等により入居のなかった住宅を再度常時募集にて先着順で申込受付（8月・2月）	○	○	○	○	すべて	募集戸数：1,602戸（4月：715戸、10月：887戸） 申込者数：9,638名（4月：4,857名、10月：4,781名）	
	カ 自立後の 住まいの確保	低額所得者、障害者等が民間賃貸住宅への入居をしやすくする仕組みとして「住宅セーフティネット制度」の活用	実施	建築局住宅政策課	①セーフティネット住宅の登録制度 低額所得者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として大家が住宅を登録する制度 ②セーフティネット住宅の家賃などへの補助（家賃補助付きセーフティネット住宅） ③住宅確保要配慮者に対する居住支援（横浜市居住支援協議会による取組）						「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性（低額所得者、障害者等）のいずれかに当てはまる方が対象	①セーフティネット住宅登録戸数：10,672戸(R6.3.31現在) ②家賃補助付きセーフティネット住宅戸数：288戸(R6.3.31現在)
		住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会と不動産事業者や福祉支援団体、区局の連携を強化する制度の検討	実施	建築局住宅政策課	よこはま居住支援サポーター登録制度						「住宅確保要配慮者」として定義づけられている属性	登録数：支援系サポーター5団体、受入系サポーター1団体（R6.3.31現在） サポーター対応者数：97名
	その他の取組	中区福祉保健課	実施	肺がん検診来所者へのCO測定と保健指導を実施						たばこ	保健指導を受けた人数:15名	
		医療局医療安全課	実施	市立中学校の新中学2年生への薬物乱用防止リーフレットの配布事業		○					148校（義務教育学校含む）の新中学2年生全員にリーフレット配布。	
		神奈川産業保健総合支援センター	実施	「依存症のお悩みを抱えるあなたへ」、「依存症相談窓口」等のリーフレットの資料コーナーへの設置	○	○	○	○	すべて			
		医療局医療安全課	実施	薬物乱用防止講演会「最近の薬物乱用問題について考える～大麻、オーバードーズなどの身近な問題～」の開催		○					講師：湘南医療大学薬学部 教授 船田 正彦 氏 開催日時：令和5年5月12日 参加者：232名 神奈川県及び保健所設置6市の共催	

【参考】

- 重点施策1 予防のための取組
- 重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発
- 重点施策3 相談につながるための普及啓発
- 重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組
- 重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組
- 重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

「横浜市依存症対策地域支援計画」概要版

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izonsvou.files/izonsvou_keikaku_gaiyou.pdf

こころの健康相談センター等における
令和6年度の依存症対策事業について

1 こころの健康相談センター及び精神保健福祉課が実施する取組

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細
通年	専門相談【継】	・専門相談員による電話・面接での相談 ・面接は事前予約制(電話相談の上で必要に応じて案内)
通年	メール相談支援事業【継】	インターネット広告を活用し、背景に依存症の問題を抱えるハイリスク者を対象としたメール相談を実施(委託)
通年	回復プログラム【継】	・令和6年度からテキスト改訂(1クール全8回から全10回に変更) ・全10回(月2回、水曜日午後)×2クール(5～9月、11～3月)
通年	家族教室【継】	・月1回実施(11月、2月は公開セミナーを実施) ・医療機関、民間団体等の講師による講義・体験談、クラフトなど
通年	若年層向け普及啓発動画のインストリーム広告【継】	若年層向けの依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画をYouTube インストリーム広告にて配信
通年	家族等向け支援紹介動画の公開【継】	家族等向け支援紹介動画のインターネット上及び家族教室等での公開
通年	インターネットリスティング広告【継】	Yahoo! 及び Google の検索エンジンで依存症に関連する単語が検索された際に、こころの健康相談センターを案内するインターネット広告の表示
通年	依存症セルフチェックウェブページの公開、周知広報物の配布【継】	・Web 上で依存症の簡易スクリーニングテストができるページを公開。また、ウェブページを周知する広報物を作成し、配布。 ・依存対象:アルコール(AUDIT)、薬物(DAST-20)、ギャンブル等(SOGS)、インターネット(IAT)
通年	減酒外来におけるアルコール依存症の早期発見・早期継続支援及び普及啓発事業【継】	横浜市立大学への委託事業で、市民総合医療センター内の減酒外来において、以下の取組を実施。 (1) 専門職員を配置し、通院患者・入院患者のアセスメント、依存症治療・支援へのつなぎ (2) 民間団体との連携及び支援情報の収集と整理 (3) 地域の医療機関の医療従事者向けに専門的な医療の知見を活かした研修、一般市民及び依存症者の家族等向けの普及啓発
通年	若年層向け普及啓発動画の公開【新】	依存症啓発動画「やめられない」編、「人ごとじゃないかも」編を公開

実施月	事業・取組 【新規／継続】	取組詳細
5月	ギャンブル等依存症問題啓発週間【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎展示スペースでの依存症パネル展(新) ・ギャンブル等依存症相談窓口紹介カードの配布 ・公共交通機関における動画広告の掲出 ・広報よこはま5月号(はま情報)の記事掲載 ・横浜市 LINE 等からの発信
5月～3月	民間支援団体の活動体験【継】	こころの健康相談センター会議室を民間支援団体の活動を紹介する場として貸出
10月	支援者を対象とした依存症対応研修【継】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援のスキルアップを目指す支援者向け研修を全3回実施 ・10/9(水)依存症対応研修基礎編(オンライン) テーマ:依存症支援の基礎知識を学ぶ(予定) ・10/11(金)依存症対応研修実践編(集合) テーマ:気持ちを引き出すテクニックを学ぶ(予定) ・10/31(木)依存症対応研修テーマ別(オンライン) テーマ:高齢者のアルコール依存症の特徴と対応(予定)
11月	アルコール関連問題啓発週間【継】	<ul style="list-style-type: none"> ・公開セミナーの開催 ・公共交通機関における動画広告の掲出 ・広報よこはま 11月号の記事掲載 ・横浜市 LINE 等からの発信
11月	ゲームに関する啓発ちらしの小中学校での配布【継】	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭でのゲームとの付き合い方を子どもと話し合い、ルール作りをするきっかけとなること、また、ゲームによる問題がすでに起きている場合に相談につながることを目的とした、保護者向けのちらしを市立の小中学校で配布。(教育委員会と共同実施) ・配布対象:小学1年生から中学3年生 ・家庭と学校の連絡システム「すぐる」を活用したデータ配信【新】
3月	依存症関連啓発資料の関係機関・団体への発送【継】	主に横浜市内の関係団体・機関・関連部署等へ、こころの健康相談センターで作成している広報物を発送し、実情に応じて配架・配布を依頼。
随時	連携会議【継】※4	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、医療、保健・福祉、司法などの機関と開催し、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有などを行う。 ・令和6年度は2～3回開催予定(開催時期:8月頃、12～1月頃)
その他	地域支援計画改定の基礎調査【新】	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症市民意識調査(調査対象:横浜市民 5,000人) ・依存症嗜癖調査(調査対象:市内の医療機関等)
その他	民間支援団体補助金【継】	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体の活動を支援するため、団体が実施するミーティングや普及啓発、相談活動等の事業へ補助金を交付。 ・令和6年度募集:5/20～6/7、令和5年度実績:7団体 12事業

重点施策		モニタリング指標	成果	評価
一次支援 （予防・普及啓発）	重点施策1 予防のための取組	・若年層に向けた学校等での依存症の正しい理解や予防のための取組や、区役所をはじめとしたさまざまな身近な支援者による依存症に関する普及啓発、情報提供が行われているほか、心身の健康を保つための相談支援や様々な生活課題への支援が行われている。	・ゲーム障害関連リーフレットの配布。 ・区役所等の関係機関における依存症関連リーフレット・チラシの配架・配布。	A
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	・メディアやインターネットを活用した依存症の正しい理解や誤解・偏見を解消するための情報発信や、民間支援団体等による講演会・セミナー等が定期的に行われている。	・動画サイト、電車広告デジタルサイネージなどで依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画の広告を配信。 ・民間支援団体補助金を活用した講演会・セミナー等が定期的に行われている。	A
二次支援 （早期発見・早期支援）	重点施策3 相談につながるための普及啓発	・メディアやインターネットを活用した相談につながる情報発信や、Web上でのチェックリスト等による相談勧奨を行うことで、依存症の本人や依存症が疑われる人とその家族等が適切な相談支援機関へつながるための情報提供が行われている。	・検索エンジンで依存症関連ワードを検索した際に依存症メール相談につなぐ広告を表示。 ・依存症セルフチェックによる相談勧奨	B
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	・支援者間の情報や課題の共有を通じたネットワーク構築や、依存症を抱える人の発見と重層的な支援体制構築に向けた連携会議が定期的に行われている。 ・身近な支援者から専門的な支援者等へのつなぎを行うためのガイドラインが構築されている。	・連携会議の開催 ・支援者向けガイドラインの策定	A
三次支援 （回復支援）	重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組	・回復へのきっかけづくりや、依存症について学び回復や対応方法を考える回復プログラムや家族教室が開催されている。 ・民間支援団体等が、団体間や関係機関と情報共有を図りながら、本人や家族等のニーズに合った支援が提供されている。	・依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施。 ・依存症家族教室の実施。 ・民間支援団体補助金を活用したミーティングや相談会の実施。	B
	重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組	・地域生活の中で回復し続けられる支援体制の構築のため、身近な支援者と専門的な支援者による回復支援の様々な事例の収集と共有が図られている。	・連携会議における事例検討など支援に係る情報の収集と共有。 ・依存症回復支援団体の活動紹介による各団体の活動内容の共有。	B

達成状況

- A：目標が達成できている
- B：目標は概ね達成できているが、さらなる取組の強化が必要
- C：目標が達成できておらず、取組の見直しも含めた改善が必要

重点施策		成果	年度	実績
(予 防 ・ 普 及 啓 発) 一 次 支 援	重点施策1 予防のための取組	ゲーム障害関連リーフレット「家族で考えよう!ゲームとのつきあい方」の配布	R3	市内500校の小中学校(小3~中3)に約174,000部配布。
			R4	市内499校の小中学校(小3~中3)に約177,000部配布。
			R5	市内498校の小中学校(小1~中3)に約264,000部配布。
		区役所等の関係機関における依存症関連リーフレット・チラシの配架・配布 ・依存症って知っていますか ・依存症のお悩みを抱えるあなたへ ・依存症家族教室のご案内 ・横浜版依存症回復プログラムWAI-Yのご案内 ほか	R3	庁内機関120カ所、外部機関804カ所に配布
			R4	庁内機関120カ所、外部機関828カ所に配布
			R5	庁内機関121カ所、外部機関829カ所に配布
	重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発	動画サイト、電車広告、デジタルサイネージなどで依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画の広告を配信	R3	JR横浜線、相鉄線、横浜シーサイドライン、神奈中バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談勧奨動画を放映
			R4	JR横浜線、相鉄線、神奈中バス、みなとみらい線、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談勧奨動画を放映 新横浜駅プロジェクターサイネージで依存症の相談勧奨動画を放映
			R5	相鉄線、神奈中バス、横浜市営地下鉄及び横浜市営バスの車内、駅等で依存症の相談勧奨動画を放映 横浜駅みなみ通路デジタルサイネージで依存症の相談勧奨動画を放映 YouTube広告で依存症啓発動画を放映(2,053,423回再生)
		民間支援団体等による講演会・セミナーの実施が定期的に行われている	R3	横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で10回)
R4			横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で9回)	
R5			横浜市が交付する民間団体活動支援事業補助金を活用し、民間支援団体等が講演会等を実施(5団体で15回)	

重点施策		成果	年度	実績
(早期発見・早期支援) 二次支援	重点施策3 相談につながるための普及啓発	検索エンジンで依存症関連ワードを検索した際に依存症メール相談につなぐ広告を表示	R3	—
			R4	広告表示回数:260,842回 相談受付延件数(継続相談者含む):125件
			R5	広告表示回数:665,025回 相談受付延件数(継続相談者含む):125件
		依存症セルフチェックによる相談勧奨	R3	セルフチェック実施件数:1,901件(令和4年2月3日~3月31日)
			R4	セルフチェック実施件数:10,915件
			R5	セルフチェック実施件数:19,676件
	重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組	連携会議の開催	R3	開催回数:5回 参加機関:48機関
			R4	開催回数:4回 参加機関:50機関
			R5	開催回数:3回 参加機関:48機関
		支援者向けガイドライン「入門・イチから学ぶ依存症支援~横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン~」の策定	R3	連携会議の場等を活用し、内容の検討
			R4	初版を10月に策定 207機関に256冊配布、56冊販売。
			R5	第2版を10月に策定 330機関に330冊配布、11冊販売。

重点施策		成果	年度	実績
三次支援 (回復支援)	重点施策5 専門的な支援者による 回復支援の取組	依存症回復プログラム「WAI-Y」の実施	R3	参加実人数15人(延61人)参加
			R4	参加実人数19人(延113人)参加 第19回「精神科治療学賞」優秀賞受賞
			R5	参加実人数:10名(延42人参加)
		依存症家族教室の実施	R3	参加人数:99人
			R4	参加人数:116人
			R5	参加人数:101人
		民間支援団体等による様々な活動の実施	R3	民間支援団体補助金により、7団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を13事業実施
			R4	民間支援団体補助金により、6団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を11事業実施
			R5	民間支援団体補助金により、7団体が相談、ミーティング、普及啓発活動を12事業実施
	重点施策6 地域で生活しながら、 回復を続けることをサ ポートする取組	連携会議における事例検討など支援に係る情報の 収集と共有	R3	※詳細は別紙
			R4	※詳細は別紙
			R5	※詳細は別紙
依存症回復支援団体の活動紹介による各団体の活 動内容の共有		R3	—	
		R4	—	
		R5	4団体がこころの健康相談センターで当該団体の活動を紹介	

令和3年度第3回 横浜市依存症対策検討部会

令和3年度 横浜市依存症関連機関連携会議の実績報告及び 支援者向けガイドライン(仮称)の進捗について

令和4年2月15日(火)

横浜市こころの健康相談センター

横浜市依存症関連機関連携会議について

- 令和2年3月から、こころの健康相談センターを依存症相談拠点に位置づけ、包括的な支援を実施しています。
- 昨年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、依存症関連機関連携会議（以下、連携会議という）を開催しており、現場の意見を丁寧に伺いながら検討を進めるため、令和2年度はアルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連の3つに分けて連携会議を開催しました。
- その中で、クロスアディクションや共通する話題もあり、今年度の連携会議は依存対象ごとに限定せず、「支援者向けガイドラインの検討」を主なテーマに、合計5回開催しました。

令和3年度第1回連携会議(全体会)の実績報告

日程 開催形式	令和3年6月24日(木)午後2時から4時30分 集合形式及びWeb形式の併用
議題	ガイドラインの検討の進め方について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・一定の水準で相談に対応できるスキルを身につけられるような内容をガイドラインに盛り込み、身近な支援者等へも配布することで、依存症の早期発見・早期支援や啓発につながることを期待できる。・支援にあたっては、支援者も一人で困らないことが重要。依存症者の背景の多様化や重複している障害等に応じて、どのように対応すればよいのか、また連携の参考となるようなポイント、社会資源の一覧等が整理されていると実践で活用できる。・本人が相談につながるまでにはかなりの時間を要する。その間、家族は大変な思いをしており、その受け止めとして支援者に何ができるのかというスタンスが大切。本人や家族の経験・意見等が反映されたガイドラインになるとよい。

令和3年度第2回・3回・4回連携会議(事例検討会)の実績報告①

第2回

日時：令和3年10月27日（水）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「急性性の判断と専門機関につなぐタイミングを考える」
（有識者：神奈川県立精神医療センター 小林 桜児先生）

第3回

日時：令和3年11月1日（月）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「家族からの相談に応じるために支援者ができることを考える」
（有識者：横浜市立大学医学部看護学科 松下 年子先生）

第4回

日時：令和3年11月5日（金）午後2時30分～午後5時00分
事例テーマ「借金や金銭問題を抱えている人への支援を考える」
（有識者：久里浜医療センター 松崎 尊信先生）

【開催方法】・集合形式で開催しました。

・1グループ5～7名程度で、2グループに分かれて意見交換しました。

令和3年度第2回・3回・4回連携会議（事例検討会）の実績報告②

【主な意見等】

第2回	<ul style="list-style-type: none">・こころ、からだ、他害等の状況から緊急性を判断していくことが必要。・本人との関係構築や実態把握に努めながら、いざという介入のタイミングを逃さないことが求められる。・支援者は、本人が支援につながる気持ちになるような関わりを心掛けることが大切。
第3回	<ul style="list-style-type: none">・他機関・団体との連携は大切だが、個人情報取り扱いには注意が必要。・支援者には、本人や家族がこれからの生活を具体的にイメージできるようなアプローチが求められる。その人の生き方に沿った支援と一緒に考えていくことが大切。・孤独になると依存対象に戻ってしまうので、他の楽しみや地域に出ていく等も大事。
第4回	<ul style="list-style-type: none">・関係が途切れないようにするために必要なのは、本人にとって嘘をつかなくてよい安心できる場所があること。各機関・団体もそういう居場所を目指せるとよい。・依存症と伝えることが大切なのではなく、まず何に困っているのかを聞くことが大切。・すぐに解決しないことも多々ある。時間をかけてねばり強い支援が求められる。

※テーマごとに異なる創作事例の検討を行いました。支援にあたっての心構え等についての意見は、各回ともに共通していました。

令和3年度第5回連携会議(全体会)の実績報告

日程 開催形式	令和3年12月14日(火)午後2時30分から4時30分 集合形式及びWeb形式の併用
議題	ガイドラインの構成等について
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・無理にやめさせようとする(コントロールしない)が、情報提供をしたり本人が何とかしたいと思った時に備えていつでもサポートできるように準備しておくことが大切。・正直に話せる場や人には、信頼関係が不可欠。ガイドライン等を運用するのは人。本人や家族等とだけでなく支援者同士も含めて、信頼関係の構築が大切。・相談者の話を聞き、まずは受け止めることが必要。身近な支援者等がよく話を聞いて一緒に課題等を整理し、必要な機関につなげられるとよい。・失敗しても否定したり責めずに、励ましたりやり直してできると勇気づけるようなアプローチの工夫が必要。・他機関につないで終わりではなく、しばらく並走するなど丁寧な関りが大切。

支援者向けガイドライン(仮称)の作成状況について

【対象及び目的】

対象	主に身近な支援者
目的	<p>身近な支援者等が支援に迷った時などに活用できる手引き</p> <p>依存症の本人や家族等と接点を持つ機会のある身近な支援者から、依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体へ適切につなぐため、また、生活困窮や多重債務、DVなど依存症に起因する様々な生活上の課題を抱えた人を専門機関等から必要な支援者につなぐために、横浜市のつなぎ方ルール(約束・大切にしたいところ)を定め、関係者間で共有すること。</p>
基本 コンセプト	<ol style="list-style-type: none">① 専門知識がなくても最低限の情報と参考にするべきデータ等で実践に活用できるリソースを共有② 心構えや相談対応手順の共有③ つなぎ方の共有④ 支援のイメージの共有

支援者向けガイドライン(仮称)の構成(案)について

章	構成
はじめに	
第1章 依存症の基礎知識	<ol style="list-style-type: none">1. 依存症とは2. アルコール依存3. 薬物依存4. ギャンブル等依存5. ゲーム障害6. その他の依存
第2章 相談・支援のノウハウ	<ol style="list-style-type: none">1. 支援を進める上での基本的な心構え2. 本人への相談・支援のノウハウ3. 家族への相談・支援のノウハウ4. 緊急介入のポイント
第3章 本人と家族を支えるための支援体制と連携のポイント	<ol style="list-style-type: none">1. ケーススタディ2. 横浜市のつなぎ方ルール
資料編	<ol style="list-style-type: none">1. 連携機関・団体一覧2. スクリーニングテスト3. 依存対象別チェックシート4. 支援者向けセルフケア・チェックリスト5. 参考になる文献等

ガイドライン作成に向けたアンケート調査結果（抜粋）

【支援者向けガイドラインに掲載してほしいこと】

- 支援者向けガイドラインに掲載してほしい情報を尋ねたところ、いずれの選択肢も高い割合となっており、全ての項目に対して一定のニーズがあることがわかった。中でも、「相談を受けたときの対応方法」が最も多く74.6%、次いで「緊急介入の必要性を判断するポイント」が70.6%、「治療につなげる必要があるかどうかの判断のポイント」と「依存症の治療を行う医療機関や民間支援団体等の社会資源の一覧表」が70.3%、「支援を行う上での心構え（初期介入のポイント、周辺問題の着目等）」が70.1%となった。

ガイドラインに掲載してほしいこと（複数回答）

	割合(%)： n=354
依存症に関する基礎知識（アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症別）	68.9
治療につなげる必要があるかどうかの判断のポイント	70.3
支援を行う上での心構え（初期介入のポイント、周辺問題の着目等）	70.1
相談を受けたときの対応方法	74.6
緊急介入の必要性を判断するポイント	70.6
他機関・団体と連携して支援するためのポイント	57.1
どのような場合にどこへつなげるべきかに関する標準的なルール	69.2
依存症の支援事例や回復事例	48.6
依存症の治療を行う医療機関や民間支援団体等の社会資源の一覧表	70.3
依存症の相談があった場合に参考にできるアセスメントのポイント	54.8
依存症かどうかを確認するためのチェックリスト	48.6
依存症に関する参考文献や各種情報が掲載されたホームページのURL一覧	36.7
その他	3.1
無回答	0.6

ガイドライン作成に向けたヒアリング調査結果（抜粋）

【支援者向けガイドラインに掲載してほしいこと】

機関・団体	回答
家族会	<ul style="list-style-type: none">・家族は本人と距離を保つことの大切さ。・家族が元気にならなければ、本人は元気になれない。・病気への理解、借金等への対応、緊急性の見極め、重複障害への対応。
一般医療機関等	<ul style="list-style-type: none">・専門の相談窓口や自助グループなどの一覧。・減酒等の新しい治療法や指針など。
身近な支援機関	<ul style="list-style-type: none">・チェック項目、依存症の回復、対応例、支援の流れ、支援者の心構え。・家族への支援方法、予防的・教育的なコラム。
司法	<ul style="list-style-type: none">・自己肯定感とモチベーションを高めるためのアプローチ。・気をつけるポイントとつなぎ方。
専門相談	<ul style="list-style-type: none">・依存症の背景に潜んでいる課題等。・ステージごとに優先すべきことが確認できるツール。

次年度の連携会議について

- 令和4年度も、継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- 開催にあたっては、全体会・依存対象別・テーマ別・事例検討会等、様々な形態での開催を望む声があります。開催内容に応じて、形態を工夫しながら開催していきます。
- 支援者向けガイドライン（仮称）は、令和4年度上半期中の完成を目指しています。

令和3年度連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等			団体名等
1	有識者	横浜市立大学医学部看護学科	25	回復支援施設	日本ダルク神奈川
2	有識者	横浜市立大学大学院医学研究科	26	回復支援施設	NPO法人ヌジュミ
3	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	27	回復支援施設	NPO法人BB 横浜市地域活動支援センターBB
4	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	28	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
5	自助グループ	AA横浜地区メッセージ委員会	29	回復支援施設	一般社団法人HOPE
6	自助グループ	横浜断酒新生会	30	回復支援施設	NPO法人横浜依存症回復擁護ネットワーク YRC
7	家族会	横浜断酒新生会(家族会員)	31	回復支援施設	NPO法人横浜マック 横浜マック・デイケア・センター
8	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア	32	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
9	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ	33	回復支援施設	認定NPO法人ワンデーポート
10	家族会	NPO法人横浜ひまわり家族会	34	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター
11	自助グループ	GA(日本インフォメーション)	35	支援機関	社会福祉法人匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
12	自助グループ	ギヤマノン	36	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
13	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川	37	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害者支援センター
14	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ	38	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
15	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター	39	行政機関	法務省 横浜保護観察所
16	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院	40	行政機関	栄区福祉保健センター高年齢・障害支援課 高年齢者支援担当
17	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック	41	行政機関	神奈川区福祉保健センターこども家庭支援課
18	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	42	行政機関	南区福祉保健センターこども家庭支援課
19	回復支援施設	NPO法人RDP RDP横浜	43	行政機関	都筑区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
20	回復支援施設	NPO法人あんだんて 女性サポートセンターIndah	44	行政機関	鶴見区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
21	回復支援施設	NPO法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル	45	行政機関	戸塚区福祉保健センター高年齢・障害支援課 障害者支援担当
22	回復支援施設	NPO法人市民の会 寿アルク	46	行政機関	旭区福祉保健センター生活支援課
23	回復支援施設	NPO法人ステラポラリス	47	行政機関	中区福祉保健センター生活支援課
24	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス	48	行政機関	横浜市南部児童相談所

令和4年度 横浜市依存症関連機関連携会議及び 依存症支援者向けガイドラインについて（報告）

1 横浜市依存症関連機関連携会議について

令和2年3月から、こころの健康相談センターを依存症相談拠点に位置づけ、包括的な支援を実施しています。令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という）を開催しており、全体会、依存対象別、テーマ別、事例検討会など、テーマに合わせて開催形態を工夫しながら定期的を開催しています。

今年度の連携会議は、全体会1回、テーマ別3回の合計4回開催しました。全体会では、「依存症支援者向けガイドライン」の完成を報告し、テーマ別では依存対象別（物質依存・行動依存）のほか、医療機関の皆様とアルコール依存症に関連する取組状況などについて意見交換しました。

2 令和4年度 第1回・第2回連携会議（テーマ別）の実施報告について

(1) 日程・開催形式

- 第1回：令和4年7月12日（火）午後3時30分から午後5時まで 集合及びWEB 併用
- 第2回：令和4年7月15日（金）午後3時30分から午後5時まで 集合及びWEB 併用

(2) 議題

- 第1回：「物質依存を抱えている人への支援を考える」
（有識者）神奈川県立精神医療センター 小林桜児 先生
- 第2回：「行動依存を抱えている人への支援を考える」
（有識者）久里浜医療センター 松崎尊信 先生

(3) 主な意見等

各機関の取組状況や最近の相談の特徴などについて意見交換

【第1回】

- ・成果が見える化し共有することが本人のモチベーションにもつながる。
- ・一緒に考えるという姿勢が本人に伝われば、関係が構築されつながりやすくなる。
- ・飲んでもやり直せるよう、関係機関とも連携を取り役割分担して関わる事が大切。
- ・依存症に関する知識が不足している業界や職種を把握して情報提供し、早期発見・早期支援につなげてもらう事が大切。
- ・併存疾患や生活課題の有無等によって、動機づけのレベルや関わり方は千差万別。社会資源ごとに特徴を分けて、能力や希望等に応じて利用先を選択できるとよい。

減酒外来の取組状況についての話題提供があり、意見交換を行う中で、回復施設等を利用している層と減酒外来に通院している層とでは重症度などが異なるということに参加機関と共有。第4回連携会議（テーマ別：医療機関）の開催につながった。

【第2回】

- ・依存症を切り口にすると、依存症に目を奪われてそこに終始してしまいがちになる。別の物差しで見ると、背景に他の課題があったり社会的に孤立している人も多い。
- ・親族等との死別が孤立につながることは多く、病状悪化等のきっかけにもなる。
- ・孤立・孤独感を感じやすい人が増えており、依存症も低年齢化している。
- ・生活課題は誰にでもある。失敗等も含めて気軽に話せるような、相談の敷居を下げる啓発や取組ができるとよい。
- ・連携するためには、施設等ごとの特色や考え方を支援者間で共有することが大切。

孤立・孤独についての話題提供があり、その部分を含めて解決しなければギャンブル等の行動依存や様々な背景課題は解決しないということを共有し、「表面の課題だけでなく、その背景、成育歴等も含めて聞くことが大切」ということを確認。

また、「各機関の特色を活かし互いに連携できれば幅を持った支援ができ、追い詰められることなく、社会全体でサポートしていくことができるのでは」ということを共有した。

3 令和4年度 第3回連携会議（全体会）の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和4年10月25日（火）午後3時30分から午後5時まで 集合及びWEB 併用

(2) 議題

依存症支援のネットワーク構築に向けた連携会議の持ち方や開催内容について

(3) 主な意見等

【ガイドライン】

- ・つながらないのは、本人の動機づけや病状だけでなく、支援者側が的確なアセスメント（現状の動機づけレベルと病状の評価等）をできていないことも要因。
- ・アセスメントやつなぎ先、基本姿勢、チェックポイントなどが盛り込まれており、最初の第一歩としてのベースができたのではないかと。
- ・「依存症で亡くなることもある」という緊急性にも触れられているのはよい。
- ・資料編の関係機関一覧を見るだけでも、横浜市は関係機関が充実しているとわかる。
- ・ガイドラインがあることで、依存症支援のイメージがもっと広がるとよい。
- ・複数の機関が関わると、本人や各機関の考え、課題等の共通認識を持つことも大変。ガイドラインが、共通で活用できる一つのツールとなるとよい。
- ・ガイドラインを使ってみての感想を聞き、アップデートしていかれるとよい。

【依存症支援のネットワーク構築に向けた意見交換】

- ・精神障害の支援者でも依存症の知識に乏しく、福祉サービスにつながっていても背景にある発達障害や依存症等の様々な課題を見逃していると感じることがある。
- ・本人の否認について「これは依存症の症状」と伝えると、驚く福祉系支援者もいる。
- ・連携会議の参加機関だけでなく、各機関の支援者が気軽に参加できるようなネットワークを作っていく取組が必要。

ガイドラインはあくまでも手段。活用することで依存症支援の裾野を広げて、困っている方々に適切な医療や支援を届けることが最終目標であることを確認。例えば、資料編「関係機関一覧」を地方版に差し替えて全国で使えるようにすることで、横浜市の取組が全国に広がり、依存症でお悩みの方々が必要な支援につながれるようになるとよい。

また、ガイドラインを周知する際には他の依存症啓発リーフレット等を一緒に案内することで活用の幅が広がるのではとの意見をいただき、毎年度当初に発送している当センター作成のリーフレット等にガイドラインの案内も同封して発送する予定。

その他、依存症支援のネットワーク構築に向けて、支援者間でのズレをどのように埋めていくのかが今後の課題であること等を共有した。

4 令和4年度 第4回連携会議（テーマ別）の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和4年12月15日（火）午後5時00分から午後6時45分まで WEB形式

(2) 議題

- 身体科等からの紹介及び専門医療機関等で減酒を希望する人への治療等について
- 依存ステージごとの減酒外来終了後の重症化予防策等について

(3) 主な意見等

【減酒外来の取組】

減酒外来を設置している2つの医療機関（横浜市立大学附属市民総合医療センター及び横浜市立市民病院）の取組報告。

【専門医療機関での取組】

- ・専門医療機関でも、患者の希望とアセスメントを合わせて対応（節酒または断酒）。
- ・仕事や家庭を持っている人が休んで治療やプログラム等に来るのはハードルが高い。

【早期発見・早期支援】

- ・早期発見の視点からは、本人の周囲にいる人たちへの啓発・働きかけが大切。
- ・最初につながる可能性のある機関の方々に対する啓蒙や情報提供が大切。
- ・医療機関では、紹介してくれた機関にパンフレットを送ったり、医師会で取組状況を紹介したりして医療機関の情報提供している。
- ・今ある可能な資源で、コツコツ周知等を続けていくことが重要。

【減酒・断酒の継続と社会資源】

- ・自助グループが必要なのは、心理的に孤立していたり、人とのコミュニケーションに苦勞していたり、そこしか居場所がない層の人たち。
- ・節酒レベルの人に自助グループ等を勧めても難しい。節酒・減酒を目指している層の長期的にみた居場所や相談先は、不足している。
- ・仕事ができている層は、節酒・断酒するだけで自然と体調がよくなる。それだけでも、動機づけになる。

- ・本人が好きなこと、自分に合った居場所を見つけていくこと、お酒等の依存対象に頼らない生き方を見つけていくことができるような関わりができることよい。

【依存症治療等の課題】

- ・集団に適応できず、個別対応が必要となるケースが増えている。
- ・依存症と他の精神疾患・知的障害等を併存していると、どちらの施設等からも断られる。
- ・本人や家族が高齢、理解力が乏しい等、自分たちでアクションを起こすことが難しい層へ支援者側が入っていくような仕組みがあってもよいのではないか。
- ・浅いレベルであれば、減酒外来3回でもできることはあるが、深いレベルで人生や考え方を変えるところまでは3回では困難。

減酒外来の取組は、早期にやめていく気持ちのある人をきちんと拾うという面で、非常に意味のある取組であり、市内の総合病院に広がっていくとよいということを共有。

また、様々な知恵を出し合うためにも、まずは院内の多職種（医師、コメディカルスタッフ）で意見交換する機会を定期的に持てるとよいということ等を共有した。

5 次年度の連携会議について

- ・今年度の第4回は初の試みとして、参加機関を医療機関に絞って開催し、テーマに沿った濃密な意見交換がなされました。
- ・令和5年度も継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- ・開催にあたっては、内容に応じて形態を工夫しながら開催していきます。

6 「入門・イチから学ぶ依存症支援～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～」の策定について（別紙、記者発表資料 参照）

(1)策定の目的等

- ・「横浜市依存症対策地域支援計画」の重点施策4「身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組」として、令和4年11月に支援者向けガイドラインを策定しました。
- ・ガイドライン作成に向けた身近な支援者等へのアンケート・ヒアリング調査では、8割近くの支援者が「他の相談支援と比較して大変」等と感じており、依存症支援に苦手意識を持っていることが伺える結果でした。
- ・横浜市立大学大学院医学研究科 菱本明豊先生に監修していただき作成しました。

(2)ガイドラインのおすすめポイント

■依存症対象別チェックリスト

アルコール、薬物、ギャンブル等の家族会の皆様からご意見をいただき、ステージごとに本人・家族の状況等をまとめました。現状どのステージにいるかをチェックできるほか、おすすめの対処法も紹介しています。

■緊急度のリスク評価チェックリスト

依存症関連機関連携会議での意見交換や事例検討などを通して、本人・家族・生活の状況のほか、身体状況も含めて緊急度のリスク評価ができるようまとめました。

■他機関・団体につなぐときに大切にしたいこと

依存症関連機関連携会議での意見交換を通して「他機関・団体につなぐときに大切にしたいこと」を3つの項目にまとめました。

(3)ガイドラインの活用について

令和5年度も継続して、身近な支援者等にガイドラインを活用していただけるよう周知・啓発等していきます。また、実際に使ってみての感想やご意見を丁寧に伺いながら、アップデート等していきます。

7 令和4年度 横浜市依存症関連機関連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等
1	有識者	横浜市立大学大学院医学研究科
2	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
3	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
4	自助グループ	AA 横浜地区メッセージ委員会
5	自助グループ	横浜断酒新生会
6	家族会	横浜断酒新生会（家族会員）
7	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア
8	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ ジャパンNSO
9	家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
10	自助グループ	GA（日本インフォメーション）
11	自助グループ	ギャマノン
12	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
13	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ
14	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
15	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院
16	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
17	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター
18	医療機関	横浜市立市民病院 神経精神科
19	回復支援施設	NPO 法人RDP RDP 横浜
20	回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah(インダー)
21	回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル
22	回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
23	回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス
24	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
25	回復支援施設	日本ダルク神奈川
26	回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ デイケアセンターぬじゅみ

27	回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
28	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
29	回復支援施設	一般社団法人 HOPE
30	回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク 横浜リカバリーコミュニティー
31	回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
32	回復支援施設	NPO 法人横浜マック 横浜マックデイケアセンター
33	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
34	回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
35	関連機関	NPO 法人のびの会
36	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター
37	支援機関	社会福祉法人神奈川県匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
38	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
39	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害支援センター
40	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
41	行政機関	法務省 横浜保護観察所
42	行政機関	青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当
43	行政機関	泉区福祉保健センターこども家庭支援課
44	行政機関	南区福祉保健センターこども家庭支援課
45	行政機関	都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害支援担当
46	行政機関	鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
47	行政機関	戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
48	行政機関	横浜市健康福祉局生活支援課
49	行政機関	旭区福祉保健センター生活支援課
50	行政機関	横浜市南部児童相談所

横浜市依存症支援者向けガイドライン

『入門・イチから学ぶ依存症支援』

支援の手引き

～横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン～

を**策定**しました！



冊子表紙



依存症関連機関連携会議にて撮影(令和4年10月25日)

1 支援者向けガイドライン策定の目的

■ 横浜市依存症対策地域支援計画

横浜市の総合的な依存症対策の推進に向け、令和3年10月に「横浜市依存症対策地域支援計画」を策定しています。このなかの重点施策4として、身近な支援者等から依存症支援につながるための取組を掲げており、これに基づき支援者向けガイドラインを策定しました。

■ ガイドライン作成に向けた身近な支援者等へのヒアリング調査結果（抜粋）

依存症支援の困難の程度について、8割近くの支援者が「他の相談支援と比較して大変」と感じているとの結果でした。

また、支援に当たっての課題について、6割近くの方が「依存症の知識不足」、5割近くの方が「自機関単独では支援体制を組めない」と感じていると回答しています。

- 
- ① 依存症の本人や家族と接点を持つ機会のある**身近な支援者等が支援に迷った時などに活用可能な、実践的な手引き**となること
 - ② **身近な支援者から、依存症の治療・回復支援を専門とする機関や団体に適切につなぐ**こと
 - ③ 生活困窮や多重債務、DVなど依存症に関係する様々な**生活上の課題を抱えた人を専門機関等から必要な支援者につなぐ**ときに、**大切にしたいこと関係者間で共有すること** など

①～③を主な目的として、支援者向けガイドラインを作成しました。

2 監修者（横浜市立大学大学院医学研究科 菱本 明豊先生）のコメント

実践場面ですぐに活用してもらえるようなものを作ろうという意気込みで、作ってまいりました。様々な依存症がある中で、それらすべてを網羅することは大変な難しさもありました。今後、皆さんに活用していただき、アップデートすることで、全国でも使ってもらえるようなガイドラインになっていけばいいなと思っております。

3 ガイドラインの“ここに注目！”

■ 依存症支援の困難さ

本人に自覚がないことが多く周囲を巻き込む、背景に複合的な生活課題が潜んでいる など

■ 身近な支援者等に求められること

依存症（疑いを含む）の本人や家族を早期に適切な医療や支援につなぐこと



支援者向けガイドラインには、
依存症の基礎知識、相談対応チャート、本人や家族への相談・支援のノウハウ、緊急介入のポイント、ケーススタディ、連携機関・団体一覧、依存対象別チェックリストなど を掲載しています。

【ここに注目】

- 1 依存症の基礎知識には、具体的な相談場面で活用してもらえるよう、身近な支援者等が疑問に感じていることについて、「支援」の切り口から解説しています。
- 2 依存症対象別チェックリストは、アルコール・薬物・ギャンブル等の家族会の皆様からご意見をいただき、**ステージごとに本人・家族の状況等をまとめました。現状どのステージにいるかをチェックできるほか、おすすめの対処法も紹介しています。**
- 3 緊急度のリスク評価チェックリストは、依存症関連機関連携会議での意見交換や事例検討などを通して、**本人・家族・生活の状況のほか、身体状況も含めて緊急度のリスク評価ができるようチェック式のリストとしてまとめました。**
- 4 ガイドラインの活用を通して、市域の身近な支援機関等や依存症専門機関で依存症支援や回復のプロセスを共有できるようにするほか、依存症関連機関連携会議で意見交換を通して「**他機関・団体につなぐときに大切にしたいこと**」を**3つの項目にまとめました。**

4 ガイドラインの配布等について

- ① 市ホームページからPDFファイルがダウンロードできます。

【URL】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/izon_renkei.html

- ② 市内の関係機関・団体へは、横浜市こころの健康相談センターにて各機関・団体1冊まで無料で配布します。
- ③ ガイドラインの購入を希望される方へは、販売を予定しています（令和4年12月以降）。

お問合せ先

健康福祉局こころの健康相談センター担当課長 中村 秀夫

Tel 045-662-3526

令和5年度 横浜市依存症関連機関連携会議について（報告）

1 横浜市依存症関連機関連携会議について

こころの健康相談センターでは、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、令和2年度から依存症関連機関連携会議（以下、「連携会議」という）を開催しています。

今年度は全体会1回、テーマ別2回の合計3回開催しました。全体会では「最近の相談傾向や依存症支援の変化」など、テーマ別では「依存対象別（物質依存・行動依存）に関する取組状況」などについて意見交換しました。

2 令和5年度 第1回連携会議（全体会）の実施報告について

(1) 日程・開催形式

令和5年8月29日（火）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB併用

(2) 議題

横浜市依存症関連機関の活動計画等について

(3) 主な意見等

最近の相談傾向や各機関の取組状況などについて意見交換

【普及啓発】

- ・本人も家族もいっぱいいっばいで、周りが見えていない状況の場合が多い。本人や家族、周囲にいる人に届くよう、依存症の知識がない人でもわかりやすい啓発をしてほしい。
- ・今後は潜在的な依存症の問題を抱えている人と出会いやすいところとタイアップして、より効果的に広報することが求められる。

【相談傾向・取組等の状況】

- ・患者・相談者は若年化しているが、アルコールの専門医療機関や回復施設では中高年・高齢者の相談や出口支援が難しいケースも増えている。啓発の効果か、早期に受診する人も増加傾向にある。
- ・借金から闇金、闇金から闇バイト、マルチ商法、新たな金融の問題などの複雑な借金問題や、「依存症の相談なのか？」といった内容の相談が増えている。
- ・若年層は、依存症よりも思春期問題と捉えた方が支援を受けやすい傾向もある。
- ・身近な支援機関でも、成育歴や家庭状態を聴き取り、必要な支援につなぐことが求められる。また、複数の機関が関わっている場合、互いの考えを聞くことも連携につながる。

【啓発週間等での取組】

令和6年度は、市庁舎展示スペースの利用予約ができた時に依存症パネル展を実施し、各機関・団体にも活動を紹介する配架物を揃えていただき一緒に啓発したい。

【横浜市依存症関連機関一覧の作成】

- ・依存症関連機関一覧は、市民向けと支援者向けの2種類あると活用しやすい。
- ・市民向けは見やすくわかりやすいデザイン、支援者向けは詳細な情報を載せてほしい。

【第1回連携会議のまとめ】

- ・相談者の若年化や借金問題の拡大など、これまでとは困り感が異なる層に移行しつつある中で、依存症支援の従来の手法や経験のみでは対応し切れない相談も増えている。
- ・依存症が多様化・複雑化しており、自機関のみで対応するのは困難となっており、今後ますます連携会議等を通じた密な連携が求められている。そのため、現状の連携会議の参加機関に、関連する機関をどのように巻き込んでいくかなどの検討が必要となってきた。

3 令和5年度 第2・3回連携会議（テーマ別）の実施報告について（速報）

(1) 日程・開催形式

- 第2回：令和6年1月30日（火）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB 併用
- 第3回：令和6年1月31日（水）午後3時から午後5時まで 集合及びWEB 併用

(2) 議題

- 第2回：「行動依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える」
(有識者) 久里浜医療センター 松崎尊信 先生
- 第3回：「物質依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える」
(有識者) 神奈川県立精神医療センター 小林桜児 先生

(1) 主な意見等

【第2回】

- ・コロナ禍以降、オンラインギャンブル、FX 等に関する相談が増加している。
- ・犯罪や多額な借金問題など自機関では対応が難しい相談内容もあり、弁護士など専門家と相談しながら対応している。
- ・ギャンブル依存は男性が圧倒的に多いため、女性を対象とした支援の提供は課題になる。
- ・ホストやアイドルなど人への依存や買い物等、複数の依存行動があるケース、発達障害や精神疾患が背景にあるケースもあり、支援する内容も幅広くなっている。
- ・表面上の依存行動の課題だけでなく背景に様々な生きづらさが混在していて、適したつなぎ先が見つかりにくいケースもあり、仕組みや制度からこぼれ落ちないように、どのように支えていくかが課題となる。

【第3回】

- ・高齢者のアルコール依存は、生活の困りごとや介護に関する内容から相談につながる場合もある。依存症の治療やプログラムへの適応は困難なことが想定される。近隣の高齢者施設や就業継続の施設など、地域で連携して支援しているケースもある。
- ・身近な支援者（医療職やスクールカウンセラーなど）も、依存症支援の知識をもつことが求められる。それぞれが集まる機会や場を活用して学習することも必要ではないか。
- ・若年者の薬物依存（大麻、市販薬・処方薬）の相談が増え、年々低年齢化している。
- ・子の親、さらにその親も依存行動や生活面の課題があり、依存が連鎖しているケースもある。子どもの頃から自分自身の心と体を大切にする教育、居場所づくり、依存しなくてもよくなるよう日常生活の充実感への支援が必要になる。

【第2回・3回のまとめ】

- ・相談内容が複雑かつ多様化しており、当事者と支援者だけでなく、支援者同士もつながりをつくりそれぞれの専門性や役割分担をしながら協力して支援していくことが必要である。
- ・子どもや高齢者等の場合、通常の依存症治療やプログラムより、居場所づくりや日常生活の充実に向けた支援などが優先されるケースもある。
- ・若年層を中心に、自分の感情に気づいたり言葉で伝えることが困難でグループに馴染めず、まずは一对一の関係から始まるケースも増えている。

4 次年度の連携会議について

- ・令和6年度も継続して連携会議を開催します。引き続き現場の意見を丁寧に伺いながら、参加機関・団体とのネットワークの構築を図っていきます。
- ・開催にあたっては、内容に応じて形態を工夫しながら開催していきます。
- ・依存症関連機関一覧の作成や啓発週間の取り組みを通じ、依存症の理解に向けた普及啓発活動に取り組んでいきます。

5 令和5年度 横浜市依存症関連機関連携会議 参加機関・団体一覧

		団体名等
1	有識者	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
2	有識者	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター
3	自助グループ	AA 横浜地区メッセージ委員会
4	自助グループ	横浜断酒新生会
5	家族会	横浜断酒新生会（家族会員）
6	自助グループ	ナルコティクスアノニマス 南関東エリア
7	自助グループ	ナラノン・ファミリー・グループ ジャパンNSO
8	家族会	NPO 法人横浜ひまわり家族会
9	自助グループ	GA（日本インフォメーション）
10	自助グループ	ギャマノン
11	家族会	全国ギャンブル依存症家族の会 神奈川
12	自助グループ	あざみ野ファミリー12ステップ
13	専門医療機関	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立精神医療センター
14	専門医療機関	医療法人誠心会神奈川病院
15	専門医療機関	医療法人社団祐和会 大石クリニック
16	医療機関	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター
17	医療機関	横浜市立市民病院 神経精神科
18	回復支援施設	NPO 法人 RDP RDP 横浜
19	回復支援施設	NPO 法人あんだんて 女性サポートセンターIndah(インダー)
20	回復支援施設	NPO 法人ギャンブル依存ファミリーセンターホープヒル
21	回復支援施設	NPO 法人市民の会 寿アルク
22	回復支援施設	NPO 法人ステラポラリス
23	回復支援施設	ダルク ウィリングハウス
24	回復支援施設	日本ダルク神奈川

25	回復支援施設	NPO 法人ヌジュミ デイケアセンターぬじゅみ
26	回復支援施設	NPO 法人 BB 横浜市地域活動支援センターBB
27	回復支援施設	一般社団法人ブルースター横浜
28	回復支援施設	一般社団法人 HOPE
29	回復支援施設	NPO 法人横浜依存症回復擁護ネットワーク 横浜リカバリーコミュニティー
30	回復支援施設	NPO 法人横浜ダルク・ケア・センター
31	回復支援施設	NPO 法人横浜マック 横浜マックデイケアセンター
32	回復支援施設	株式会社わくわくワーク大石
33	回復支援施設	認定 NPO 法人ワンデーポート
34	関連機関	NPO 法人のびの会
35	支援機関	社会福祉法人同愛会地域活動ホームくさぶえ 都筑区基幹相談支援センター
36	支援機関	社会福祉法人神奈川県匡済会 横浜市踊場地域ケアプラザ
37	支援機関	公益社団法人総合保健医療財団 横浜市港北区生活支援センター
38	支援機関	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市高次脳機能障害支援センター
39	支援機関	社会福祉法人横浜やまびこの里 横浜市発達障害者支援センター
40	行政機関	法務省 横浜保護観察所
41	行政機関	横浜市港南区福祉保健センター高齢・障害支援課 高齢者支援担当
42	行政機関	横浜市泉区福祉保健センターこども家庭支援課
43	行政機関	横浜市旭区福祉保健センターこども家庭支援課
44	行政機関	横浜市都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害支援担当
45	行政機関	横浜市鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課 障害者支援担当
46	行政機関	横浜市健康福祉局生活支援課
47	行政機関	横浜市中区福祉保健センター生活支援課
48	行政機関	横浜市南部児童相談所

精神障害者ピアスタッフ推進事業及び神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について

Ⅰ 精神障害者ピアスタッフ推進事業について

(1) 事業目的

精神障害者の一層の地域移行と、精神障害のある人等が地域で安心して自分らしく暮らしていける地域づくり、支援体制の整備を推進していくために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（以下、にも包括）の構築」を進めています。

その取組の一つとして、ピアサポート※1による支え合いの仕組みを構築するために、ピアスタッフ※2の育成を進め、ピアスタッフの活躍できる体制づくりを行い、相談支援体制の充実、にも包括の構築を推進します。

※1 ピアサポートとは…「支援をする人」「支援を受ける人」という関係性ではなく、障害や病気により様々な思いを抱える人が、同じような経験をした人との対等な関係性の中で支え合うこと

※2 ピアスタッフとは…ピアサポートの感覚を大切にしながら雇用契約を結び、障害や病気による経験を活かし、事業所などで働く人

(2) 令和5年度の取組

本事業は大きく分けて3つの取組に分かれており、ピアスタッフの育成と合わせ、ピアスタッフと支援者が協働を行える土壌づくりに向けた取組を行いました。

ア ピアスタッフ、生活支援センター職員向け新任研修・実践研修の実施

ピアスタッフとして働くにあたり、必要な知識等を得ることと合わせ、リカバリーについて理解を深め、ピアスタッフ自身もリカバリーしながら、相談支援を行えるようにします。また、生活支援センター施設長、職員はピアスタッフとどのように協働するとよりよい支援につながるかを考え、ピアサポートについて理解を深めることを目的とします。

(実施状況)

- ・精神障害者ピアスタッフ新任研修 令和5年8月4日(金) 13:30~17:10
合計33名(参加者23名、事務局10名)
- ・精神障害者ピアスタッフ実践研修 令和5年12月1日(金) 13:30~17:10
合計38名(参加者18名、事務局20名)

イ ピアスタッフ、施設長等に対してフォローを行う巡回相談の実施

生活支援センターにて雇用されたピアスタッフ、一緒に働く施設長、職員に対し、巡回相談員を派遣し、関係調整、助言などを行うことで、お互いに支え合える体制づくりを支援します。

また、最終的には巡回相談がなくとも、職場でピアスタッフ、施設長、職員がお互いに支え合うことができ、協働できるようになることを目的としています。

(実施状況)

2か所の生活支援センターに実施

(実施内容)

- ・採用に至る経過、現在の業務、サポート体制の確認
- ・相談支援の理解、相談支援研修への参加、実際の支援場面など
- ・相談支援の技術(傾聴等)、研修や外部会議への参加など

ウ 精神障害者ピアスタッフ同士の連絡会の運営、開催

ピアスタッフ同士が定期的集まり、今感じている不安や疑問、やりがいを分かち合うことで、お互いに支え合える体制づくりを行うことを目的としています。

(実施状況)

令和6年3月1日(金) 15:00~17:00

参加者数 12名(ファシリテーター2名、参加者10名)

(実施内容)

今感じている不安や疑問、やりがいの共有など

(3) 令和6年度取組

前年度取組を踏まえ、各取組の実施方法等について都度見直しを行いながら、ピアスタッフ活躍できる体制構築に向けたモデル事業として、今後のあり方を検討していきます。

また、自立支援協議会本体でも検討されている意思決定支援の推進、相談支援従事者等人材育成ビジョンへの位置づけなど自立支援協議会の動きも意識しながら進めていきます。

2 神奈川県障がい者ピアサポート研修の実施について

(1) 事業目的

令和3年度報酬改定により設けられた「ピアサポート体制加算」及び「ピアサポート実施加算」の算定要件となる「障害者ピアサポート研修」を実施することで、自らの経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及び現場におけるピアサポートの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成します。また、研修受講者に対するフォローを行うことで、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援します。

(2) ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算について

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価するものです。当該加算については、「障害者ピアサポート研修」を修了した障害者及び管理者等を配置することが要件となっています。

(3) 実施概要

神奈川県が実施主体となり、横浜市、川崎市、相模原市が覚書を締結の上、連携して実施。

ア 受託者：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

イ 受講者定員：県域で70名程度の予定。

ウ 基礎研修：令和6年10月ごろ実施予定

エ 専門研修：令和7年2月ごろ実施予定

※フォロー研修については、令和7年度に令和6年度受講者を対象に実施予定。

令和6年8月1日
横浜市精神保健福祉審議会
健康福祉局障害施策推進課

令和5年度 横浜市退院サポート事業 実績

① 個別支援実施状況（令和6年4月1日現在）

	総支援 対象者数	支援中止	支援継続	その他	退院	居宅					疾患名		退院フォロー (令和5年度 中フォローの みの人)	相談中
						自宅	アパート設定	GH	生活訓練 施設	その他	統合失調症	その他		
鶴見	17	0	7	0	10	0	1	2	6	1	9	8	1	0
神奈川	15	3	10	0	2	0	0	0	2	0	13	2	0	0
西	7	0	4	0	3	1	2	0	0	0	7	0	1	2
中	14	1	6	0	7	0	2	1	4	0	10	4	2	2
南	10	1	6	0	3	0	0	3	0	0	7	3	1	0
港南	15	0	9	1	5	1	2	0	2	0	13	2	2	1
保土ヶ谷	15	1	6	0	8	2	2	2	2	0	10	5	2	5
旭	13	2	8	0	3	0	0	0	2	1	10	3	4	3
磯子	9	0	3	0	6	0	1	0	4	1	7	2	0	1
金沢	11	2	7	0	2	0	1	0	0	1	8	3	0	0
港北	10	1	5	0	4	0	1	0	3	0	9	1	1	1
緑	8	1	6	1	0	0	0	0	0	0	7	1	1	3
青葉	11	2	7	0	2	0	0	1	1	0	10	1	1	1
都筑	8	0	6	0	2	0	0	2	0	0	7	1	1	0
戸塚	16	3	7	0	6	2	1	0	2	1	14	2	0	2
栄	5	0	4	0	1	0	0	0	1	0	4	1	0	0
泉	5	0	4	0	1	0	0	1	0	0	4	1	1	2
瀬谷	11	1	2	0	8	1	0	3	4	0	8	3	0	2
合計	200	18	107	2	73	7	13	15	33	5	157	43	18	25

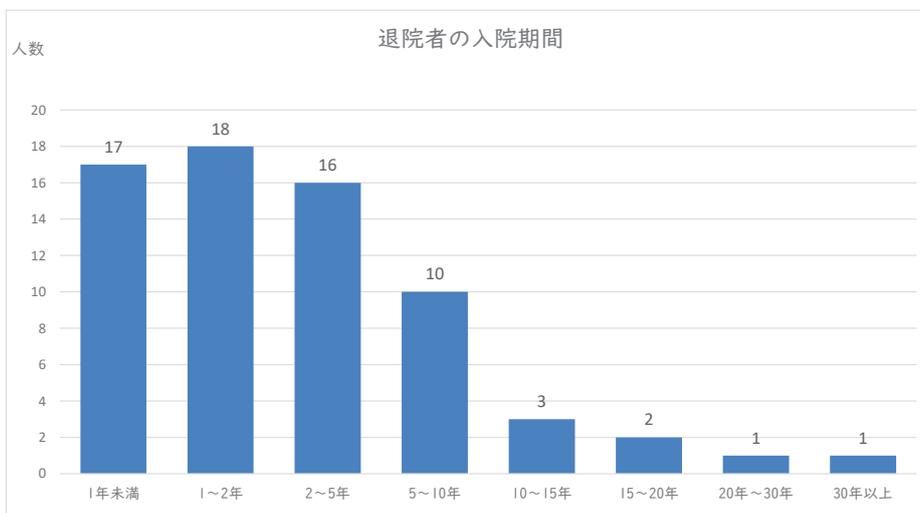
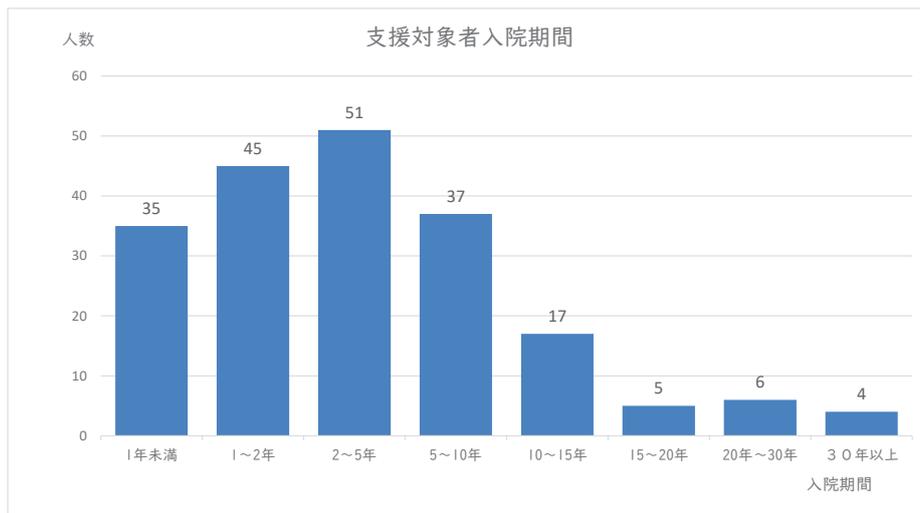
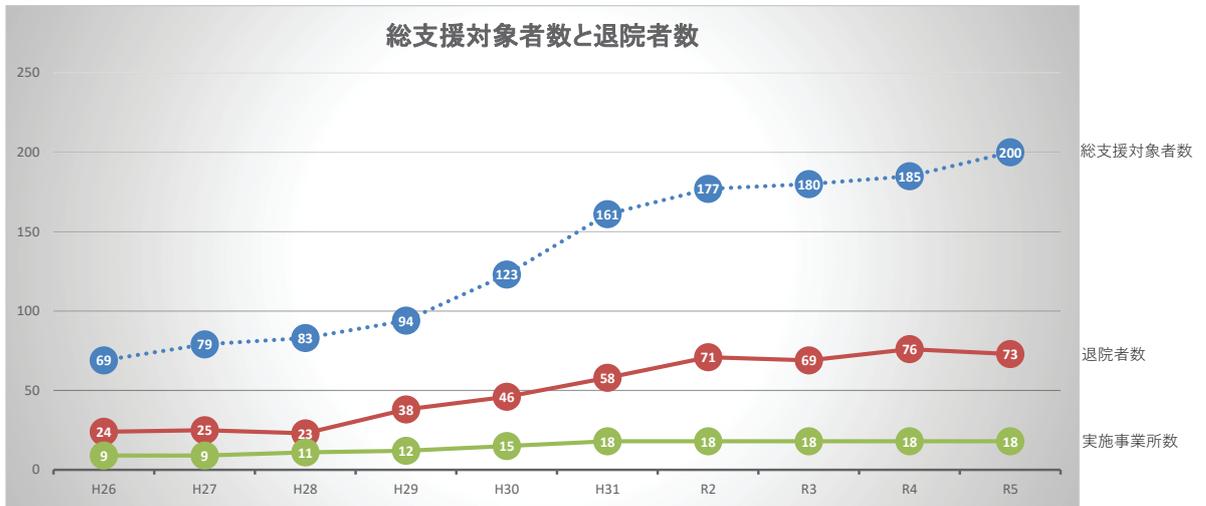
※支援継続には、年度内に一度退院したが、再入院した者も含む。

【地域移行支援利用者 再掲】

	総支援 対象者数	地域移行支 援のみ	支援中止	その他	支援継続	退サポへ移行	退院	居宅					地域移行の みの退院者 数
								自宅	アパート設定	GH	生活訓練施設	その他	
鶴見	5	1	0	0	1	0	4	0	1	2	0	1	1
神奈川	2	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1
西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	4	3	0	0	1	0	3	1	0	2	0	0	2
南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港南	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
旭	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1
磯子	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
金沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緑	3	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0
青葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都筑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸塚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	9	0	2	4	1	12	2	3	5	1	1	7

※支援継続には、年度内に一度退院したが、再入院した者も含む。

② 実績推移



横浜市立みなと赤十字病院からの 指定病院の指定を維持した上での病床削減の申し出について

1 趣旨

措置入院者の受入れは、一定以上の水準を持つ医療機関であることが必要なため、公立病院又は指定病院に限られています。

指定病院の指定にあたっては、精神保健福祉法（以下、「法」という。）第 19 条の 8 において、都道府県が行うことになっていますが、大都市特例によって、指定都市の事務となっています。

国告示による指定病院の基準では、病床数を 50 床以上有することとなっていますが、横浜市立みなと赤十字病院（以下、「みなと赤十字」という。）から、告示の『ただし書き』を適用することで、精神科病床を 50 床以下としたうえで、指定病院は継続したいという申し出が出ています。

【みなと赤十字からの要請事項】

- (1) 病院建設時に、精神科病棟については、**急性期を対象とする 40 床と主に療養患者を対象とする 10 床**で整備されましたが、開院以来精神科救急等の受入れを積極的に行い、**急性期患者を中心とした病床運営を行っており、療養病床の運営が課題**となっていました。
- (2) これまで以上に**身体合併症の患者及び措置入院等に対し積極的に応需していく**ため、療養患者を対象とした 10 床を削減したいと考えますが、法 19 条 8 の規定に基づく指定については、『ただし書き』の適用により継続をお願いします。

○ 法第 19 条の 8

都道府県知事は、国、都道府県・・・が設立した・・・精神科病院であって厚生労働大臣の定める基準に適合するもの・・・を、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

○ 『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準』

（平成 8 年 3 月 21 日）（厚生省告示第九十号）

※平成 20 年 3 月 27 日厚生労働省告示第 131 号による改正現在

- 二 精神病床の数が五十床以上であること。**ただし、措置入院者に対して精神障害の医療以外の医療を提供するための十分な病院であって二十床以上の精神病床を有するものについては、地域において指定する必要があると認められる場合は、この限りではない。**

2 病床削減による影響

近年、精神科救急の通報件数及び精神科病床の稼働状況が県域全体で減少傾向にあります。また、深夜帯（22：00～8：30）におけるベッド満床を理由とした日中への通報対応を持ち越す件数も大幅に減少しています。

一方でみなと赤十字病院においては、療養病床の運用上の課題もあり、開院当初から稼働が低くなっていますが、基幹病院として一定の精神科救急患者を受け入れており、削減の影響はほとんどない状況となっています。

<参考>

① 神奈川県全域の精神科救急通報の状況 (R5. 3. 29 救急医療調整会議：神奈川県作成)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
通報件数	1,763	1,803	1,928	1,807	1,744
診察実施件数	1,120	1,196	1,144	1,009	880

② 本市におけるベッド満床による深夜帯からの持越し件数の状況

	保健医療プラン策定時 (平成29年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
持越し件数	19	2	4	5	5	1

③ 精神科病床の稼働状況 (精神保健福祉資料：国立精神・神経医療研究センター)

ア 神奈川県全域

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床数	13,533	13,421	13,238	13,116	12,918
入院患者数 (6/30 時点)	11,755	11,444	11,306	11,171	10,919
病床稼働率	86.9%	85.3%	85.4%	85.2%	84.5%

イ 横浜市

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病床数	4,968	4,943	4,860	4,760	4,785
入院患者数 (6/30 時点)	4,303	4,142	4,074	3,959	3,931
病床稼働率	86.6%	83.8%	83.8%	83.2%	82.2%

④ みなと赤十字の稼働状況等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新入院患者数	266	231	251	227	228
入院延患者数	10,161	9,243	9,988	10,027	9,050
退院患者数	267	286	288	273	261
病床稼働率	55.5%	50.6%	54.7%	54.9%	49.5%
平均在院日数	36.0	27.0	28.0	41.0	38.0
身体合併症転院事業の 受入状況 (受入患者数)	75	64	66	65	59

3 対応の考え方

みなと赤十字病院については、これまでも身体合併症転院事業において多くの患者を受け入れていること、また、病院側としては、身体合併症患者等、他医療機関では難しい入院診療について対応すると申し出ていることから、「ただし書き」にある身体合併症の措置入院患者の受入に資すると認められると考えます。

昨今の入院患者数の状況等から影響は少ないと考えますが、年内の状況を確認のうえ、承認したいと考えます。

なお、みなと赤十字病院は本市条例により設置されているため、最終的な削減の決定は、市会における条例改正手続きによることとなります。

精神保健福祉対策事業について

令和5年度 精神保健福祉対策事業実績

1 こころの健康相談センター事業

(1) 精神保健福祉相談

① こころの電話相談(平日夜間・休日、365日・21時30分まで受付)

相談実件数	2242件
相談延べ件数	7512件

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不安を受け止めるため令和2年7月から、土日・祝日の体制拡充を行いました。

(2) 普及啓発

こころの健康についてリーフレットの配布や市ホームページへの掲載、SNSを活用しての情報発信を行いました。新たに啓発動画を作成しました。

2 精神医療適正化対策事業

(1) 精神科病院実地指導等

① 精神科病院等実地指導(精神保健福祉法第38条の6)

市内の精神科病床を持つ全病院に対し、入院患者の処遇、定床数の遵守や人員配置、施設・設備の管理、入院者の届出事務等について実地に調査し、入院患者の人権に配慮した適正な医療が確保されるよう指導しています。

② 入院患者実地審査(精神保健福祉法第38条の6)

入院後3か月(及び必要に応じ1年)を経過した横浜市の措置入院者全員、及び横浜市内の精神科病院等に入院している入院患者の一部を対象に、本市の依頼した精神保健指定医が、入院の要否と処遇の適否について審査しています。

令和5年度実施者数	46人(措置6人、医療保護40人)
-----------	-------------------

3 医療費公費負担事業

(1) 自立支援医療(精神通院)(令和5年度実績)

精神障害の治療のために要した通院医療費の一部を公費で負担しています。

対象者数	支払総額
76,364人	9,026,120,686 円

(2) 措置入院医療費(令和5年度実績)

市長の命令により措置入院した患者の入院医療費を公費負担しています。

対象者数	支払総額
605人	174,276,835円

(3) 重度障害者医療費助成(令和5年度実績)

重度の障害のある方が、医療機関にかかった時の保険診療の一部負担金を助成しています。

対象者数	支払総額
2,761人	320,030,537円

※対象者数及び支払総額は精神障害者にかかる実績です。

4 精神障害者保健福祉手帳

精神障害の状態を証する手段となる手帳を交付して、手帳所持者に対する各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

(1) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療(障害者総合支援法第52条)及び精神障害者保健福祉手帳交付(精神保健福祉法45条)申請に伴う判定業務を行いました。

① 意見聴取の開催

嘱託医師(精神保健指定医)から意見を聴取し、センター長が判定を行いました。

年間24回	毎月2回	第2水曜日、第4火曜日
-------	------	-------------

② 自立支援医療(精神通院医療)の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、公費負担医療の適否を判定しました。

判定件数	判定結果
39,597件	(承認)39,575件

③ 精神保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

判定件数	判定結果
16,660件	(1 級) 1,512件
	(2 級) 8,238件
	(3 級) 8,164件
	(不承認) 67件

(2) 令和5年度手帳所持者数(令和5年3月末) (人)

総 計	1 級	2 級	3 級
50,211	4,495	28,790	16,926

(3) 令和5年度新規交付者数 5,767件

5 精神障害者入院医療援護金助成事業

市民税所得割額104,400円以下の世帯で同一病院につき20日以上入院した場合に、1か月につき1万円を助成しています。(令和5年度実績)

対象者数	助成件数	支払総額
2,398人	15,762件	164,436,000円

6 自殺対策事業

(1)区局の取組

ア 普及啓発

講演会開催	5回(※)	571人
-------	-------	------

※ 南区、金沢区、瀬谷区、こころの健康相談センター

イ 人材育成

研修開催	76回(※)	4,360人
------	--------	--------

※鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区、こころの健康相談センター、健康福祉局、医療局

(2) ゲートキーパー数(自殺対策研修受講者数)

4,667人 【横浜市中期計画 2022年度～2025年度 想定事業量:15,000人】

(3) 自死遺族支援

自死遺族ホットライン (毎月第1、3水曜日)	21回	延べ77件
自死遺族の集い「そよ風」	12回	延べ89人

(4) 連携会議開催

総合的な自殺対策の推進のため、有識者や各関係団体、庁内関係課との連携会議を開催しました。

よこはま自殺対策ネットワーク協議会	2回
横浜市庁内自殺対策連絡会議	2回

(5) 自殺未遂者支援

ア 救命救急センターによる自殺未遂者再発防止事業

自殺未遂者の再企図防止のため、委託先医療機関(救命救急センター)に搬送された自殺企図者121名(既遂者を含む)に対して、精神科医や臨床心理士によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援等)による支援を行いました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業

自殺未遂者の再企図防止のため、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者のうち、本人の同意を得られた者12名に対して、委託先医療機関(精神科診療所)によるケースマネジメント(精神科受領促進・調整、社会資源情報提供、家族支援)や一定期間継続したフォローアップを実施しました。

(6) 第2期横浜市自殺対策計画の策定

これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、国の新しい制度の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、令和6年3月に、「第2期横浜市自殺対策計画」(計画期間:令和6年度～令和10年度)を策定しました。

自殺対策計画策定検討会	5回
-------------	----

7 精神科救急医療対策事業

精神保健福祉法に基づく通報等に対して診察、移送及び入院措置を行う三次救急、救急医療相談に対して入院対応可能な医療機関紹介を行う二次救急及び外来診療を行う医療機関紹介を行う初期救急を実施するための精神科救急医療体制を運営しています。

(1) 三次救急等

ア 通報等の実績(件数)

- 22条(一般人の申請) 23条(警察官の通報)
24条(検察官の通報) 25条(保護観察所長の通報)
26条(矯正施設の長の通報) 26条の2(精神病院の管理者の届出)
26条の3(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)
27条2項(市長の職権による診察) 34条(医療保護入院のための移送)

(件)

	申請 通報 届出	診 察 不実施	診 察 件 数 及 び 診 察 結 果 内 訳						
			措置	緊急 措置	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
22 条	2	2	0	0	0	0	0	0	0
23 条	651	432	219	194	2	6	0	16	1
24 条	57	34	21	21	0	0	0	0	0
25 条	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 条	101	101	0	0	0	0	0	0	0
26条の2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26条の3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27条2項	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34条			0	0	0	0	0	0	0
合 計	811	569	240	215	2	6	0	16	1

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

イ 警察官通報への夜間・休日・深夜対応

病院名	救急病床数
神奈川県立精神医療センター	16床
北里大学病院	3床
市大センター病院	3床(+3床)
川崎市立川崎病院	2床
昭和大学横浜市北部病院	3床(+3床)
横浜市立みなと赤十字病院	3床
済生会横浜市東部病院	3床

合計 7病院 33床(+6床) ()内は横浜市民専用病床

ウ 市民専用病床 実績

年度	病院名	入院者数	入院者数内訳		
			警察官通報等経由 (ハード救急)	精神科救急情報窓口 (ソフト救急)	その他 (区役所等)
令和5年度	市大センター病院 (3床)	17	11	2	4
	昭和大学横浜市 北部病院 (3床)	9	6	0	3

エ 夜間・休日・深夜の警察官通報の状況 (件)

	通報件数	診 察 不実施	診察件数及び診察結果内訳						
			措置 入院	緊急 措置 入院	医療 保護	任意 入院	通院 診療	医療 不要	
夜間	183	122	60	53	1	0	0	6	0
休日	89	59	30	25	0	1	0	3	1
深夜	200	135	64	55	1	4	0	4	0

* 通報件数は受理した時間帯、診察件数は実施した時間帯で計上しているため、通報件数と診察不実施及び実施の件数の合計が異なる場合があります。

オ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業

令和2年7月より、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる精神科病院に対して、感染症リスクから守ること、受入による負担を補填することを目的に協力費を支出しました。なお、本事業は令和5年度をもって終了しました。

<支援内容>

受入協力料 9,500円(7病院)

市内の精神科病院において、本市の行政措置等による新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れた日数に応じた協力料

	受入協力日数(日)
第1四半期	0
第2四半期	6
第3四半期	0
第4四半期	0
合計	6

(2) 二次救急

相談件数(市民)	3100 件
うち病院紹介件数等	267 件

(3) 初期救急

平成16年10月から土曜午後と休日昼間に初期救急医療事業を実施しています。

	実施日数	依頼件数	診察件数
令和5年度	122	115	51

横浜市こころの健康相談センター所報
第22号
(令和5年度)

横浜市こころの健康相談センター
(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第 22 号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」として 23 年目の活動に入りました。ここに、令和 5 年度に行われた事業をとりまとめ、横浜市こころの健康相談センター所報第 22 号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が、感染法上の「5 類感染症」へと移行し、コロナとうまく付き合いながらも、少しずつ以前の生活に戻りつつある年でした。当センターにおいても、研修や講演会、会議の実施などが、状況やニーズに応じて、ハイブリッドやオンライン、対面での開催を選べるようになり、より多くの方が参加できるようになりました。

また、YouTube や SNS など活用し、幅広い層への働きかけができるようになり、不安を抱えている多くの世代に、精神保健福祉に関わる普及啓発を行いました。

こころの健康づくり推進事業では、メンタルヘルスの啓発動画を YouTube で配信、世界メンタルヘルスデーに市庁舎を銀色と緑色にライトアップするなど、様々な媒体を活用して、こころの健康に関する啓発を実施しました。

自殺対策事業では、「第 1 期横浜市自殺対策計画」における取組の成果や課題、国の新しい制度の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、「第 2 期横浜市自殺対策計画」（計画期間：令和 6 年度～令和 10 年度）を策定しました。また、新たに若年層向けにアスリートと連携したメッセージ動画の発信や横浜駅六社局駅長向けにゲートキーパー研修を実施するなど様々な手法での啓発や自殺対策を支える人材育成に取組みました。

依存症対策事業では、個別相談や各種プログラム等の包括的な支援のほか、依存症の正しい理解を促進する普及啓発動画を YouTube 広告で配信するなど、様々な啓発を実施しました。また、近年相談が増えている若年層の依存症に悩む家族向けに、「処方薬・市販薬依存」をテーマにセミナーを開催しました。身近な支援者から依存症支援につなげる取組では、令和 4 年度に作成した「依存症支援者向けガイドライン」をより活用してもらえよう、依存症対応研修でガイドライン活用ミニ講座を実施しました。

引き続き、377 万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、職員が一丸となり業務に取り組んでまいります。センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれましては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 吉日

横浜市健康福祉局
こころの健康相談センター
センター長 小西 潤

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 22 号の発行に際して

ページ

第 1	横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1	沿革	
2	所在地	
3	組織	
4	令和 5 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2	事業概要	9
1	技術援助	10
(1)	区福祉保健センターへの技術援助	
(2)	その他の機関への技術援助	
2	精神保健福祉相談	12
(1)	電話相談等	
(2)	面接相談	
3	人材育成	15
(1)	センター主催研修・共催研修（委託研修も含む）	
(2)	他機関主催研修への講師派遣	
(3)	実習生等受け入れ	
4	普及啓発	20
(1)	広報印刷物の発行・配布	
(2)	市民を対象とした講演会	
(3)	その他	
5	調査研究・学会発表	22
(1)	学会発表等	
(2)	執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	23
(1)	精神医療審査会の開催	
(2)	審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	24
(1)	意見聴取の実施	
(2)	自立支援医療（精神通院医療）の認定	
(3)	精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	25
(1)	会議等	
(2)	普及啓発	
(3)	未遂者再発防止事業	
(4)	インターネットを活用した相談事業	
(5)	遺族支援関係	
(6)	人材育成関係	
(7)	統計関係	
(8)	その他	
9	依存症対策事業	29
(1)	依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
(2)	依存症回復プログラムの実施	
(3)	人材育成	
(4)	普及啓発	
(5)	インターネットを活用した相談事業	
(6)	横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
(7)	横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
(8)	団体支援	
(9)	関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	35
(1)	事業の概要	
(2)	経過	
(3)	計画の内容	
(4)	実績	
11	こころの健康づくり推進事業	37
(1)	こころの電話相談連絡会	
(2)	災害時こころのケアに関する事業	

12 その他 38

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

資料編 39

1 横浜市こころの健康相談センター条例 40

2 横浜市こころの健康相談センター規則 41

3 精神保健福祉センター運営要領 45

4 調査・研究

【2023 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】 48

- ・薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的
態度と、影響を与える要因

【令和5年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議】 52

- ・薬物依存症者に対する地域支援体制の実態

【第59回全国精神保健福祉センター研究協議会】

- ・横浜市の依存症対策の取組について 56

～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～

- ・横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察 58

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿 革
- 2 所在地
- 3 組 織
- 4 令和5年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される

2 所在地 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

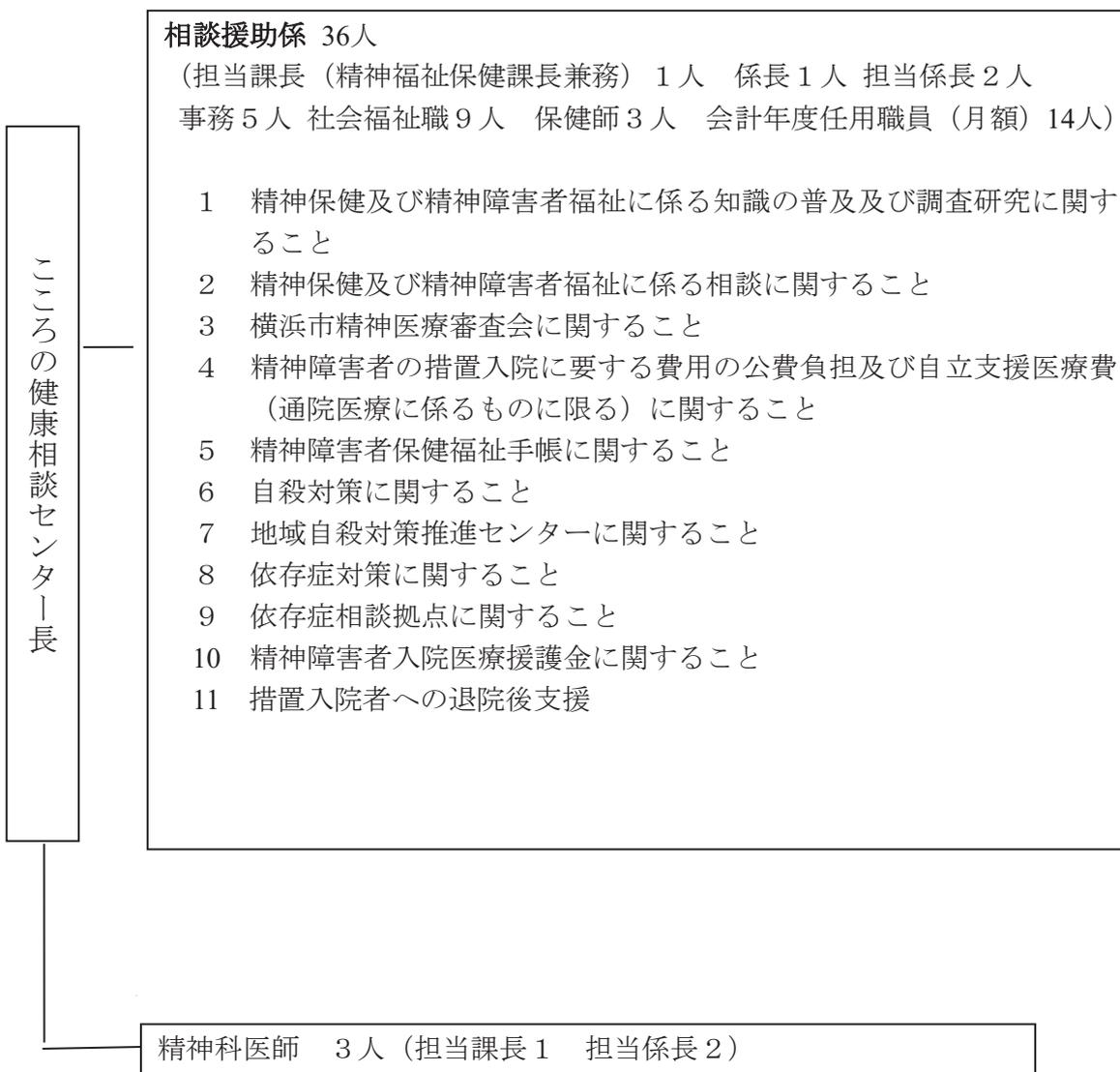
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～	現在地

3 組織 (令和6年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和5年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめとした市内関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、「第2期横浜市自殺対策計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行っています。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（金沢区、緑区、泉区、中区）
- ・北部ブロック会議
- ・中央ブロック会議
- ・西部ブロック会議
- ・南部ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

地域支援機関等からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助

(件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	33	88	6	0	1	1	129

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容

(件)

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	1	3	21	0	10	1	0	0	93	129

表1-3 会議を通じた技術援助

こころの健康相談センター主催

会議名	回数
関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会	2
精神医療審査会全体会	1
電話相談関係機関連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会議	2
自殺対策ネットワーク協議会	2
自殺対策計画策定検討会	5
ハイリスク地対策4機関協議	1
依存症関連機関連携会議(アルコール健康障害関連、薬物依存症関連、ギャンブル等依存症関連)	3

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	16	病院、クリニック
市内行政機関	33	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	21	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	75	介護老人保健施設、障害者支援施設、社会福祉施設等
合計	145	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	0	1	61	1	15	1	0	0	66	145

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	77
依存症個別相談 ※2	999
措置入院者退院後支援	1,683
こころの電話相談 ※3	7,512
その他	259

※1…自死遺族ホットライン（電話相談）

実施日：月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00～15:00まで

内 容：身近な人や大切な人を自死（自殺）で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談（電話・来所面接） ※来所面接は予約制

実施日：月曜から金曜（祝日を除く） 8:45～17:00まで

内 容：専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日：平日夜間（17:00～21:30 受付）、土日・祝日（8:45～21:30 受付）

内 容：専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表 2-1 ～表 2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	147
措置入院者退院後支援	212
その他	23

イ 相談状況 表 2-6 ～表 2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		77										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		20	45	12								77
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	0	2	1	13	9	6	11	0	35	77
故人との関係		配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計	
		25	10	6	25	4	4	4			78	

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数										
		999										
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計	
		1	78	135	148	179	168	81	83	126	999	
主たる依存対象		本人						家族		その他		小計
		アルコール						182	194	18	394	
		薬物						82	63	10	155	
		ギャンブル						61	96	8	165	
		その他（ネット・ゲーム含む）						109	161	15	285	
小計								434	514	51	999	

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		1,683									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		122	239	250	378	452	122	118	2	1,683	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計	
	103	14	68	3	12	1,480	3	0	1,683		

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,512										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		6,197	208	1,107								7,512
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		4	66	304	485	1,264	2,198	1,069	768	48	1,306	7,512
本人との関係		本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他			計
		6,257	79	34	15	13	0	1,085	29			7,512

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること			1		3	383	54	441
2 精神科以外(症状、治療)の病気に関すること					2	159	58	219
3 食行動の問題						11	3	14
4 ひきこもりについて				2		3		10
5 性についての悩み、不安						2	17	19
6 自分の性格			3	1	40	1616	473	2,133
7 育児、しつけ				1	7	5	13	26
8 学校関係（いじめ、不登校）				4	1	7	6	18
9 家族関係			1	1	49	340	386	777
10 近隣知人の問題			1		5	51	66	123
11 職場人間関係					16	74	105	195
12 その他の対人関係					22	265	138	425
13 非行、反社会的行動						3	3	6
14 仕事、働くことについて					15	207	129	351
15 経済的問題						57	16	73
16 病院、社会資源等の情報		2		1	1	84	55	143
17 公的制度の情報			1			23	3	27
18 話がしたい			1	1	1	727	94	824
19 内容不明					1	79	107	187
20 当センターの利用について						146	167	313
21 その他		1	1	3	3	95	1,085	1,188
計	2	1	9	14	166	4,337	2,983	7,512

表2-5① その他（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数										
		259										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		149	17	93							259	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	7	7	8	11	17	17	22	170	259	
	本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計
		168	35	8	8	10	9	16	5			259

表2-5② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	5	58	5	1	0	5	93	5	0	0	87	259

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		147										
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計	
		0	2	29	32	31	20	18	15	0	147	
	主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール							37	20	1	58
		薬物							15	10	0	25
		ギャンブル							31	11	1	43
		その他（ネット・ゲーム含む）							13	8	0	21
	小計							96	49	2	147	

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談者の状況	相談件数（延数）	212									
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
		0	14	19	43	42	75	10	9	0	212
	対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明		
179		4	17	0	0	12	0	0			212

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		23										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計	
		14	8	1							23	
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		0	2	1	0	0	2	13	3	2	23	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明				計
		18	1	1	0	0	3	0				23

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	2	15	0	0	0	4	0	0	0	2	23

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や動画配信等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催・共催研修（委託研修も含む）

開催月	研修名	内容	講師	参加 延人数
4月	精神保健福祉業務 新任者研修 (精神保健福祉課共催)	新任者を対象とした業務研修（精神保健福祉業務マニュアル、自立支援医療、精神保健福祉手帳、にも包括ケアシステム、関係機関への支援について等）	当センター職員 精神保健福祉課職員	25人
6月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Aコース～ (オンライン開催)	精神保健福祉の基礎について学ぶ	当センター医師 当センター職員	168人
	精神保健福祉研修～基礎 医学編Bコース～ (オンライン開催)	精神保健福祉の基礎について学ぶ	当センター医師 当センター職員	182人
	自殺対策学校出前講座 (サイエンスフロンティア 高校・生徒)	「しんどい」って言えますか？	国立精神・神経医療研究 センター精神保健研究所 松本 俊彦 氏	689人
	自殺対策学校出前講座 (サイエンスフロンティア 高校・教職員)	自傷・自殺リスクの評価と 対応	国立精神・神経医療研究 センター精神保健研究所 松本 俊彦 氏	80人
7月	駅係員にむけたゲートキーパー研修	ゲートキーパー養成研修	当センター医師	6人
8月	自殺対策基礎研修	「横浜市の自殺の現状と自殺対策」「大切な家族を失うということ～自死遺族の立場から～」「死にたい気持ちに対して私たちができること」	当センター医師 自死遺族 針馬 ナナ子 氏 沼津中央病院 日野 耕介 氏	142人
	自殺対策学校出前講座 (横浜栄養専門学校・教職員)	心の病の理解	当センター医師 当センター職員	8人

9月	駅係員にむけたゲートキーパー研修	ゲートキーパー養成研修	当センター医師	5人
	心のサポーター養成研修 (西公会堂)	心のサポーター養成研修	東京医療学院大学 森 千鶴 氏	47人
	精神保健福祉研修～疾患編～「気分障害と神経症性障害～新型コロナウイルス感染症の影響」(オンデマンド配信)	疾患の特徴とその対応方法を学び、アセスメント力の向上を目指す	横浜市立大学精神医学教室准教授 浅見 剛 氏	156人
	依存症相談支援スキルアップ研修第1回 (依存症対応研修・基礎編)(オンライン開催)	依存の問題の背景にある個別性への理解	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 ワンダーポート 中村 努 氏	91人
10月	精神保健福祉研修～疾患編～「学齢期～若者のメンタルヘルスの理解と支援のポイント」 (ハイブリット開催)	疾患の特徴とその対応方法を学び、アセスメント力の向上を目指す	鶴が峰心理グループ・南藤沢心理相談室 ヴィヒャルト千佳こ 氏	160人
	心のサポーター養成研修 ① 保土ヶ谷公会堂 ② 山内地区センター	心のサポーター養成研修	① 横浜市教育委員会 池澤 千夏 氏 ② 湘南鎌倉医療大学 吉野 由美子 氏	86人
	依存症相談支援スキルアップ研修第2回 (依存症対応研修・実践編)(オンライン開催)	家族の回復について 当事者家族体験談	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 横浜断酒新生会 樋口 温子 氏	62人
	依存症相談支援スキルアップ研修第3回 (依存症対応研修・実践編)(オンライン開催)	当事者の回復について 当事者体験談	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 女性サポートセンターイナダー 小嶋 洋子 氏	65人
	自殺対策学校出前講座 (山手学院中学校・高等学校)	死にたい気持ちに寄り添うには	鶴が峰心理グループ・南藤沢心理相談室 ヴィヒャルト千佳こ 氏	48人

11月	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	うつ病の基礎知識、DVDの視聴・事例検討	当センター医師 さいとうクリニック 斎藤 庸男 氏 愛光病院 桑原 寛 氏	79人
	学校出前講座（横浜総合高校・生徒）	ストレス対策と自己承認	一般社団法人Seeds growth coaching 橋口 奈生 氏	700人
12月	精神保健福祉研修～状態編～「妄想のある方と対応の支援の方法」（オンライン開催）	対象者の状態からアセスメントすることをテーマにして学ぶ	秦野厚生病院 一青 良太 氏	207人
1月	自殺対策相談実践研修	死にたいと語る人への支援	ヴィヒャルト千佳こ 氏	46人
1月～3月	依存症相談支援スキルアップ研修 DVD 貸出	本年度開催した依存症相談支援スキルアップ研修全回の講義を収録したDVDを未受講の希望者へ貸出	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 横浜断酒新生会 樋口 温子 氏 女性サポートセンターインダー 小嶋 洋子 氏	69人
2月	精神保健福祉スキルアップ研修	受診受療援助についてと法第34条について	精神保健福祉課職員 当センター職員 専任職	28人
	依存症リカバリースタッフ向け研修（オンライン開催）	気持ちを引き出すテクニックと燃え尽きを防ぐチェック	矢田の丘相談室 田中 剛 氏	15人
9月 12月 2月	PEEC ※委託により実施	救急医療における精神症状評価と初期診療病院（入院前）PEEC スキルトレーニング	救命救急センター医師等	46人
2月	PPST ※委託により実施	病院前救護職員（救急隊員・救急救命士・消防隊員ほか）を対象としたPEECスキルの実践学習	救命救急センター医師等	9人
通年	みんなでゲートキーパー宣言（Youtube 配信）	ゲートキーパー役割について学ぶ	アニメーション映像	959人

※ハイブリット開催は、対面・オンラインにより同時開催したものです。

【eラーニング研修】

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
通年	精神保健福祉基礎講座	お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	47人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について①	当センター医師	42人
		お薬編（3）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について②	当センター医師	33人
		お薬編（4）	精神科治療薬・向精神薬の有害事象・副作用	当センター医師	29人
		お薬編（5）	向精神薬の作用機序、神経伝達物質	当センター医師	26人
	自殺対策研修	ゲートキーパー、自死遺族の体験談	龍の会（自死遺族の会）南部 節子氏 アニメーション映像	66人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康（睡眠、休養、飲酒、自殺対策）	当センター医師	42人
6月	横浜市消費生活総合センター研修	横浜市の依存症支援について	当センター職員	23人
8月	”こころのサポーター”ゲートキーパー養成講座	①横浜市における自殺対策事業について ②「つらい気持ち」を抱えている人の心理ストレス・精神疾患 ③心のサポート方法（ロールプレイ）	当センター職員	15人
10月	医療局人権啓発研修	自死について考える	当センター職員	5人
	横浜市人権擁護委員協議会・横浜市人権擁護委員会合同研修会	ゲートキーパーについて	当センター職員	44人

	鶴見区人権研修	依存症と人権	当センター医師	7人
2月	”こころのサポーター”ゲートキーパー養成講座	①横浜市における自殺対策事業について ②「つらい気持ち」を抱えている人の心理ストレス・精神疾患 ③心のサポート方法(ロールプレイ)	当センター職員	20人

(3) 実習生等受け入れ

社会福祉士養成課程または精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を各区福祉保健センターで行っている実習生について、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	8月25日	16人
	9月29日	12人
	10月31日	11人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 30 年 3 月 (令和 4 年 10 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 5 年 3 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令和 2 年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和 2 年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症かなと思ったら 家族のためのハンドブック ※「依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ」のタイトル、内容を改訂	令和 3 年 3 月 (令和 5 年 3 月改訂)
家族で考えよう！ゲームとのつきあい方 ※健康福祉局精神保健福祉課・教育委員会事務局健康教育・食育課発行	令和 4 年 2 月
依存症セルフチェック ※健康福祉局精神保健福祉課 発行	令和 5 年 2 月

依存に悩んでいませんか？	令和6年1月
あなたのストレスサインは何ですか？	令和6年3月

(2) 市民を対象とした講演会

市民講演会

「こどものメンタルヘルス」

日時：令和5年8月25日(金) 14時～16時

講師：横浜市立大学附属病院 藤田 純一 氏参加人数：190人

(3) その他

市民の目に触れる、様々な媒体を活用して啓発を実施しました。

自殺対策強化月間や依存症啓発週間など、国で定められている啓発期間における取組は、各事業に掲載しています。

実施月	内容
通年	「こころのセルフケア」「依存症」「自殺対策」啓発動画 サイネージ 広告（新高島駅ホームドア）
5月	ギャンブル等依存症家族向け夜間公開セミナー開催のお知らせ掲載 （よこはま企業健康マガジン） 「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告（5月～6月）
10月	世界メンタルヘルスデー シルバー&グリーンライトアップ 「こころのセルフケアを考えるブックリスト」を掲載（市ホームページ） 「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告
11月	アルコール関連問題啓発週間に関する記事 （よこはま企業健康マガジン）
2月	「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告
3月	こころの健康に関する記事「モヤモヤした気持ちを抱えたら」 （よこはま企業健康マガジン）

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
2023 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会	薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度と、影響を与える要因	片山、杉浦、小西、白川
令和 5 年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議	薬物依存症者に対する地域支援体制の実態	片山
第 59 回全国精神保健福祉センター研究協議会	横浜市の依存症対策の取組について ～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～	坪田ほか
	横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察	伊藤ほか

(2) 執筆

書名・発表誌名	内容	執筆者
PCN Reports	Factors influencing stigma among healthcare professionals towards people who use illicit drugs in Japan:A quantitative study	片山、杉浦、小西、白川
Neuropsychopharmacology Reports	Stigmatized attitudes of medical staff toward people who use drugs and their determinants in Japanese medical facilities specialized in addiction treatment	片山、杉浦、小西、白川

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

日時：令和 5 年 8 月 31 日（木）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について

精神保健福祉法改正について

令和 6 年度以降の合議体の開催方法について

退院等の請求に関する事項について

参加者：医療委員 10 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の可否を審査しました。

(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,804	4,804	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,650	1,650	0	0
措置入院者の定期病状報告	8	7	1	0
計	6,462	6,461	1	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の可否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	230	104	97	7
処遇改善請求	55	27	26	1
計	285	131	123	8

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 6 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
39,597	39,575 (承認)

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
28,325	17,981	【 1 級 】	1,512
		【 2 級 】	8,238
		【 3 級 】	8,164
		【 不承認 】	67

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。

また、自死遺族の集い「そよ風」は、令和4年度よりプログラムの内容を変更し、月ごとに講座会と集いを交互に実施しています。自殺対策強化月間では、県の自殺対策カラーである緑のライトアップや、交通広告、サイネージを活用した啓発を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四県市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年1～2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しています。

【実績】1回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月・3月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅キャンペーン

横浜駅六社局に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、構内アナウンス等の実施の協力依頼を行いました。また、六社

局合同のゲートキーパー研修を実施しました。(9月)

(イ) 特別相談会

自殺対策強化月間の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民相談室で多重債務とこころの健康相談を主とした、法律とこころの合同相談会(対面相談)を3日間実施しました。(9月)

(ウ) サイネージ広告・交通広告

サイネージ広告を、市庁舎、市営バス、市営地下鉄など市民の目につきやすい場所へ掲出しました。(9月・3月)

(エ) ライトアップ

市庁舎、神奈川県庁、横浜税関、女神橋、鶴見つばさ橋、コスモクロック 21、横浜ハンマーヘッド、横浜ハンマーヘッドクレーンを県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施しました。(9月)

(オ) 名札ロゴ着用

全区局職員名札に「みんなでゲートキーパー宣言」のロゴを着用しました。(9月・3月)

(カ) SNS (X) (旧ツイッター) を活用した啓発メッセージの発信

SNS を活用して、DeNA アスレティックスエリートに所属している2名のアスリートから(①中学生・高校生に向けてセルフケア、自分を大切にすることについて②自殺予防、ゲートキーパーについて)メッセージ動画を発信しました。また、発信したメッセージを18区でフォローしました。

(キ) FM ヨコハマ 「YOKOHAMA Mychoice!」 放送

FM ヨコハマ 「YOKOHAMA My choice!」で、9月の自殺対策強化月間にちなみ、横浜市の自殺対策とゲートキーパーの役割について放送しました。

イ その他の取組

(ア) サイネージ広告

みなとみらい線 新高島駅ホームドアビジョンで、自殺対策普及啓発動画を放映しました。(通年)

(イ) 神奈川新聞記事掲載

神奈川新聞の市民の広場欄に市民に向けて、夏休み明け前後にあるこども・若者に対して積極的な声かけを勧奨する内容とゲートキーパーについての記事を掲載しました。(8月)

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業(委託)

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に委託により実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、令和 2 年度以降、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しています。

【実績】年間相談者数 486 名

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月 1 回（第 3 金曜日）開催しました。

【実績】12 回開催、延べ 89 人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施しました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で実施しました。

ウ かかりつけ医うつ病対応力向上研修

平成 20 年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づき、

四州市が事務局となり、実施しています。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」を7月に開催し、かかりつけ医研修は、四州市で10月～11月にかけて実施しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和5年度は、5回実施しました。

(7) 統計関係

令和4年の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

ウ 第2期横浜市自殺対策計画の策定

平成30年度に策定した「横浜市自殺対策計画」を見直し、本市の過去の取組みの成果や課題を踏まえながら、国の新しい制度の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的として、「第2期横浜市自殺対策計画」を策定することとしました。

9 依存症対策事業

これまで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン「入門・イチから学ぶ依存症支援」の第2版を作成しました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいのかを考える場として、家族教室を実施しました。

ア 実績

日程	内容	講師
4月28日	ギャンブル等依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	全国ギャンブル依存症家族の会神奈川 メンバー
5月29日	【夜間セミナー】 ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と家族の回復	北里大学医学部精神科学助教授 精神科医師 朝倉 崇文氏 NFCRノンファミリーカウンセリングルーム カウンセラー 佐藤 しのぶ氏
6月23日	アルコール依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	横浜断酒新生会 家族会メンバー
7月28日	薬物依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男氏
8月1日	【セミナー】 処方薬・市販薬依存の理解と対応 ～若年者が抱えるもの～	神奈川県立精神医療センター コ・メディカル部長 依存症診察科医師 青山 久美 氏
9月22日	第1回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜ひまわり家族会 メンバー
10月27日	第2回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜断酒新生会 家族会メンバー
11月24日	【夜間セミナー】 家族のお酒の問題が心配なあなたへ	久里浜医療センター精神科医長 精神科医師 湯本 洋介 氏
12月22日	第3回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 全国ギャンブル依存症家族の会神奈川 メンバー
令和6年 1月26日	第4回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜リカバリーコミュニティー ナラン 直子氏
2月16日	ギャンブル依存症者の家族等による 自助グループからのメッセージ	ギャマノン メンバー
3月22日	暴力や虐待などの問題や回復までの 変化について	原宿カウンセリングセンター 公認心理師 高橋 郁絵 氏

※クラフト（CRAFT）とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数 表9-1参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、2クール実施しました。プログラム参加継続や自己中断に対する予防的支援、プログラム終了後の社会資源へのつなぎ強化を目的として、毎回当事者スタッフを導入しています。プログラムの進行等への協力や、先行く仲間としてのメッセージを届けてもらいました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 矢田の丘相談室 田中 剛 氏
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	【当事者スタッフ】 下記一覧表参照
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	【実施期間】 ・第1クール 6月7日～9月20日
第6回	スリップを防ぐには	・第2クール 11月1日～令和6年2月21日 隔週水曜日に実施
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなろう	

	第1クール	第2クール
第1回	寿アルク グループホーム本牧荘 施設長 栗花 岩人 氏	GA横浜リバーサイドグループ GAメンバー
第2回		
第3回	HOPE 代表取締役 栗栖 次郎 氏	RDP横浜 マネージャー 久保井 尚美 氏
第4回		
第5回	デイケアセンターぬじゅみ 施設長 金山 歌代 氏	ダルクウィリングハウス 代表 小宮 勤 氏
第6回		
第7回	AA横浜地区メッセージ委員会 AAメンバー	ブルースター横浜 マネージャー 則井 愛 氏
第8回		

イ 対象別参加者数 表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、交通機関での広告掲載、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

ギャンブル等依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし夜間セミナーとして実施しました。

(イ) 公共交通機関での動画広告

ギャンブル等依存症の相談勧奨に関する啓発動画を、相鉄線及び横浜市営地下鉄の車内、みなとみらい線馬車道駅及び元町・中華街駅ホームドアビジョンに掲載しました。

掲載期間：令和5年5月8日～5月21日

(ウ) 広報よこはまへの記事掲載

広報よこはま5月号に、ギャンブル等依存症や依存症セルフチェック、家族向け夜間セミナー案内の記事を掲載しました。

(エ) 本市ソーシャルメディアを活用した情報発信

横浜市公式LINE（はまインフォ）より、夜間セミナーの案内を発信しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

アルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。

(イ) 公共交通広告での動画広告

アルコール依存症の相談勧奨に関する動画を、相鉄線、神奈川中央交通バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バスの車内、横浜駅みなみ通路デジタルサイネージに掲載しました。

掲載期間：令和5年11月1日～11月30日

(相鉄線11月6日～11月12日、横浜駅みなみ通路11月13日～11月19日)

(ウ) 本市ソーシャルメディアを活用した情報発信

横浜市公式X(旧ツイッター)とLINEより、夜間セミナーの案内を発信しました。

(5) インターネットを活用した相談事業

従来から行っている電話や来所による相談へのハードルが高い人（時間、場所、抵抗感など）に向けて、インターネットを活用して、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に、委託によりインターネット相談を実施しました。

【実績】 インターネット相談件数 116件

(6) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催

本市の依存症対策について、有識者からの意見を受け検討を進めるために、依存症対策検討部会を2回開催しました。依存症対策の推進に向け、課題や取組内容を検討しました。

【実績】

第1回：令和5年7月11日（火） 第2回：令和6年3月1日（金）

(7) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、全体会、依存対象別、テーマ別、事例検討会など、テーマに合わせて開催形態を工夫しながら依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催しています。令和5年度は、全体会及び依存対象別（物質依存・行動依存）で開催し、情報共有や意見交換を行いました。

ア 開催内容

実施回	種別	日程	開催方法	テーマ
第1回	全体会	8月29日	集合形式及びWEB形式の併用	横浜市依存症関連機関連携会議の活動計画等について
第2回	テーマ別	1月30日	集合形式及びWEB形式の併用	行動依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える
第3回	テーマ別	1月31日	集合形式及びWEB形式の併用	物質依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える

(8) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。また依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援する、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金を7団体12事業に交付しました。

(9) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター	依存症治療拠点機関等連携会議（WEB開催）	6月20日
茨城県立精神保健福祉センター	第58回全国精神保健福祉センター研究協議会 ※一般演題：依存症対策での演題座長及び発表	10月30日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（集合開催）	11月1日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同 全国会議（集合及びWEB開催） ※グループワークファシリテーター	2月9日

法務省横浜保護観察所	令和5年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（集合開催）	2月20日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議（WEB開催）	2月28日
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	VBP参加精神保健福祉保健センター情報交換会（オンライン開催） 厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋根班合同研究成果報告会（オンライン開催）	6月4日 3月15日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9 - 1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	47	66
薬物	76	85
ギャンブル	42	61
ネット・ゲーム	3	8
その他	3	4
合計	171	224

表 9 - 2

WAI-Y参加者数

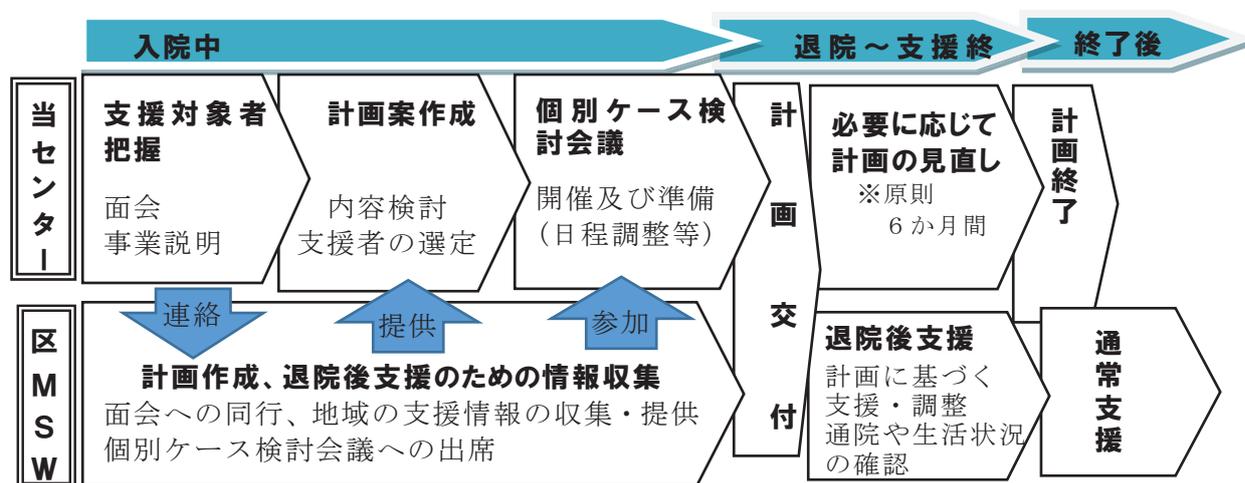
	実人数	延人数
アルコール	4	17
薬物	1	1
ギャンブル	5	21
ネット・ゲーム	0	0
その他	1	3
合計	11	42

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市では、措置入院をした方が退院後、地域で安定した生活を送ることができるよう、ご本人の同意をもとに退院後支援計画を作成し支援をしてきました。しかし、計画作成に同意しない方のうち、支援につながりにくく地域で安定した生活を送ることが難しい場合もあることが課題でした。令和5年度は、計画作成に同意をしなかった方への具体的なアプローチについて検討しました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、計画作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



退院へ向けた必要な支援の実施

(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎのモデル実施
令和 3 年	県外帰住者情報引継ぎの事業開始

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・ 計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・ 計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながることを確認する期間
- ・ 退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画 作成の意向確 認をできた件 数	計画作成申込 有	計画作成申込 無	申込率
	139	96	

イ 計画作成

年度中に計画作 成した件数
93

11 こころの健康づくり推進事業

「こころのセルフケア」の動画を駅やYouTube広告として流した他、よこはま企業健康マガジンへの寄稿等、こころの健康についての情報発信を行いました。新たにメンタルヘルス啓発動画、ストレスについてのリーフレット、横浜市中心図書館と共同でブックリストを作成しました。また、心のサポーター養成研修（国モデル事業）を神奈川県、川崎市、相模原市と共催で開催しました。

こころの電話相談では、区役所が閉庁している夜間や休日に市民からの相談を受けました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】10月6日

【参加者】13人

【実施内容】「傾聴を超える電話相談対応」をテーマに、参加機関と意見交換を行いました。

(2) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的とした「こころのケアハンドブック（令和2年度改定）」の普及啓発を目的として、チラシを作成しました。9月に開催された横浜防災フェアにチラシを配架しました。昨年度から継続して市民向けに「災害・事件・事故時におけるこころのケア」動画を市YouTubeに掲載し、普及啓発を実施しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,399人	15,762件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	40
2 横浜市こころの健康相談センター規則	41
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	45
4 調査・研究	
【2023 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	48
・薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度 と影響を与える要因	
【令和 5 年度都道府県等依存症専門医療機関 /	
相談員等合同全国会議】	52
・薬物依存症者に対する地域支援体制の実態	
【第 59 回全国精神保健福祉センター研究協議会】	56
・横浜市の依存症対策の取り組みについて ～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～	
・横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察	58

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和5年4月1日規則第21号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費（通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・令2規則34・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

2 前項に定めるものを除くほか、必要により、センターに担当課長、課長補佐、担当

係長、専任職及びキャリアスタッフを置くことができる。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・令5規則21・一部改正)

(職務)

第5条 センター長及び担当課長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・令2規則34・令5規則21・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件200,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改・令和4年規則20・一部改正)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月規則第59号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例

による。

附 則（平成21年 3 月規則第39号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月規則第28号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月規則第38号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月規則第22号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月規則第34号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月規則第 21 号) 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知
最終改正
障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県、精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

4. 調査・研究

【2023年度 アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】

薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度と、影響を与える要因

薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療者のスティグマ的態度と、影響を与える要因

片山宗紀¹⁾²⁾, 藤城聡³⁾, 杉浦寛奈¹⁾, 小西潤¹⁾, 稲田健⁴⁾, 白川教人¹⁾, 松本俊彦²⁾

1) 横浜市こころの健康相談センター
2) 国立精神神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部
3) 愛知県精神保健福祉センター
4) 北里大学医学部精神科学

COI: 本研究は令和4年度厚生労働省依存症総合対策支援事業調査研究事業の一環として実施されました。そのほかに関するCOIはありません

“

スティグマとは、ラベリング、ステレオタイプ、分断、社会的損失や差別が連続的に生じる現象であり、その現象は特権など集団間の力の不均衡によって支えられている (Link et al., 2001)

薬物使用に対するスティグマの例

ラベリング 「薬物使用者」とい うレッテル	否定的なイメージ 「危険」「怖い」	分断 「あの人たちと自分 たちは違う」
差別 ダルク建設反対運動	社会的損失 就労の機会・生活の 場所の制限	

支援者のスティグマは当事者の回復に大きな影響を与える

薬物の再使用

スティグマによる孤立

支援へのアクセス低下

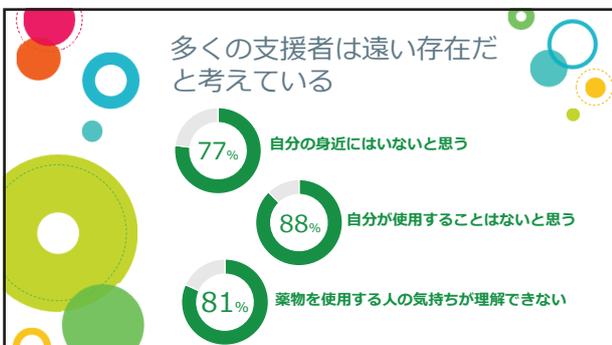
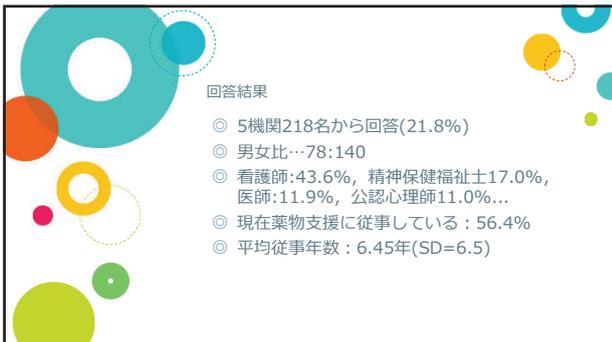
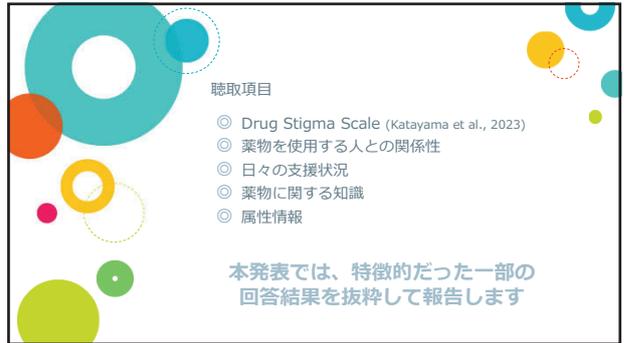
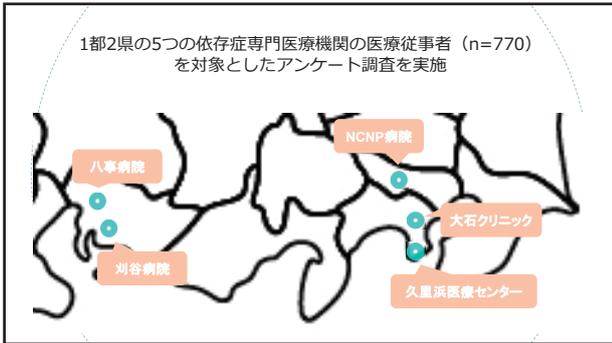
(Volkow, 2020)

目的1

医療従事者は薬物を使用する人 (PWUD) に対してどのようなスティグマを有しているか？

目的2

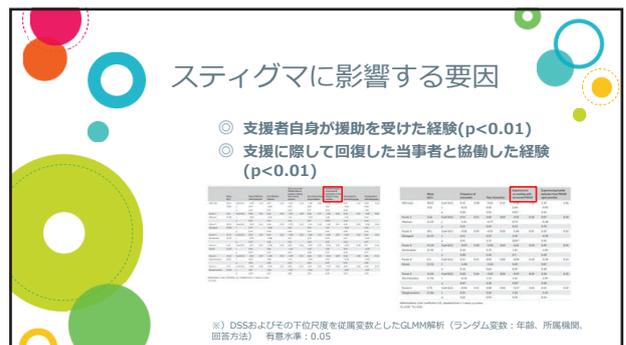
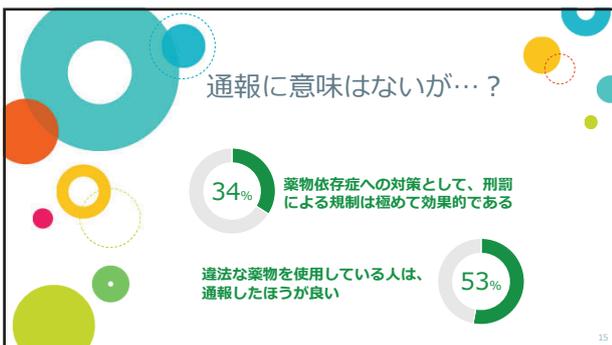
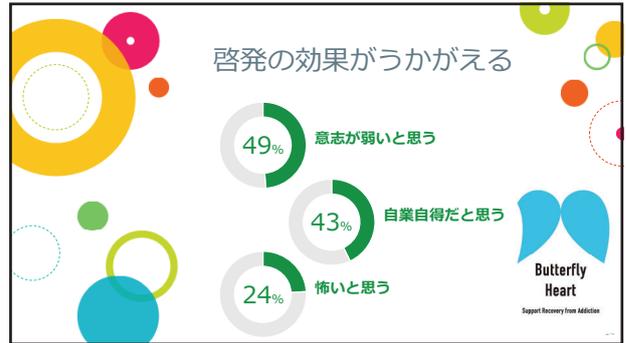
医療従事者のPWUDに対するスティグマを左右する要因は？



“

薬物の人と関わるまでは、怖いと思っていたが、実際に話をするとお話しも上手で自身の状況について正直に話される方が多く驚いた

13



考察

PWUDに対するイメージの転換を
多くの支援者が抱く、PWUDは危険で、自分の身近にはおらず、いたらずくにわかるはずだ、というイメージは間違いない

ダメゼッタイからの見直しが必要
厚労省を中心とした「依存症は病気です」の啓発は一定の効果があるが、薬物使用が違法である事やダメゼッタイの影響は依然色濃く、非刑罰化・合法化など政策転換が必要

支援者を支える仕組みの整備を
当事者スタッフとの協働や、各機関の支援者に対するサポートはスティグマに大きく影響する(TIA)。安心して支援できる環境の整備が求められる

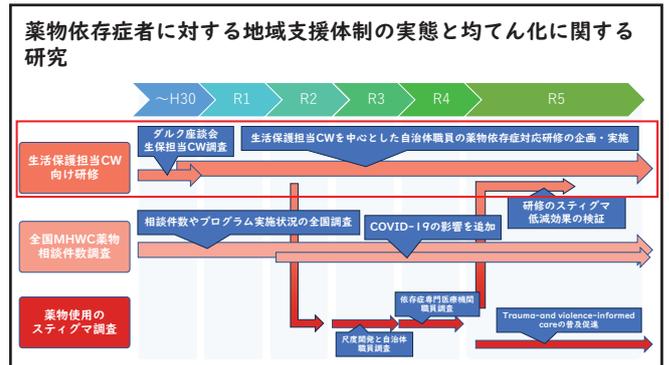
17

- ### 明日からできる事
- ◎ 地域の当事者と積極的に連携したり、支援機関での雇用を促す
 - ◎ 支援プログラムの計画と評価に積極的にユーザーの声を活用する
 - ◎ トラウマインフォームド・ケアやハームリダクションの導入
 - ◎ 偏見につながる言葉は使用しない
 - ◎ 現場の医療従事者の安心・安全に組織全体が配慮する

薬物依存症者に対する地域支援体制の実態

「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」報告

藤城 聡 (愛知県精神保健福祉センター所長)
片山宗紀 (横浜市こころの健康相談センター/国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部)



生活保護担当CW向け研修 実施の経緯

平成28年度 ダルク座談会	平成29年度 生活保護担当CW調査
<ul style="list-style-type: none"> 全国6カ所のダルク施設長と座談会を実施 生活保護制度が薬物依存症からの回復における重要な要素であることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全国12自治体の生活保護担当CWおよび査察指導員を対象とした調査を実施 回答者(465名)の半数の生活保護担当CWに薬物依存症のケース経験があったが、支援に関する知識を得る機会が限られている事を把握

生活保護担当CWを中心とした自治体職員向け薬物依存症に関する基礎研修の実施

研修のスキーム

対象：自治体の生活保護担当ケースワーカー・精神保健福祉センター職員・その他、自治体などで薬物依存症の当事者の支援に携わる者

第一部 専門医の講義
第二部 当事者の講義
第三部(第10回以降) 生保Wの講義

研修の開催実績

年度	回数	会場	参加人数	当事者講師
平成30年度	第1回	横浜	36	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第2回	名古屋	45	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
令和元年度	第3回	品川	63	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第4回	福岡	36	大江昌夫(九州ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
令和2年度	第5回	京都	21	太田実男(京都ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第6回		30	
令和3年度	第7回		46	
	第8回		34	
令和4年度	第9回	オンライン	192	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第10回		69	
令和5年度	第11回		191	
	第12回		105	

受講状況

39 都道府県から自治体職員を中心に
延べ868名が研修受講

研修は参加者の支援技術とスティグマに肯定的な影響を与えたことを確認

<DDPPQを用いた研修効果の解析結果（R元年度解析より引用）>

DDPPQ	研修前(pre)		研修後(post)		pre-mid		mid-post		pre-post			
	MEAN	SD	MEAN	SD	MEAN	SD	MEAN	SD	MEAN	SD		
知覚点	45.03	12.45	53.13	15.48	51.63	17.02	<0.01	1.25	<0.01	0.52	<0.01	1.23
知識とスキル	16.29	6.96	26.68	7.37	30.34	7.58	<0.01	1.45	<0.01	0.69	<0.01	1.93
信頼認識	7.95	2.34	8.82	2.13	9.03	2.3	ns	0.39	ns	0.1	<0.05	0.47
相談と助言	9.18	4.16	12.5	3.98	14.13	3.29	<0.01	0.91	<0.01	0.5	<0.01	1.3
仕事満足と自信	14.53	3.58	16.29	3.76	18.16	4.15	<0.01	0.48	<0.01	0.47	<0.01	0.94
患者の役に立つこと	17.08	3.98	18.84	3.75	19.97	4.43	ns	0.46	ns	0.28	<0.01	0.69

※ 解析方法：Bonferroniの多重比較

<スティグマ尺度を用いた研修効果の解析結果（R4年度解析より引用）>

Drug Stigma Scale	研修前		研修後		p value	決定係数	効果量(d)
	MEAN	SD	MEAN	SD			
認知解放	52.00	7.28	46.52	8.53	<0.01	0.48	0.68
不信	5.87	1.96	5.29	1.16	<0.01	0.58	0.53
理解	11.62	1.94	10.15	2.06	<0.01	1.47	0.74
理解深化	11.25	2.19	10.35	2.20	<0.01	0.90	0.41
否定	5.67	1.15	5.01	1.21	<0.01	0.66	0.56
排除	11.39	2.02	10.16	2.09	<0.01	1.22	0.6
忌避	6.26	1.17	5.55	1.28	<0.01	0.71	0.58

※ 解析方法：GLMM ※ スティグマ尺度：研修前後、アンケートへの回答方法

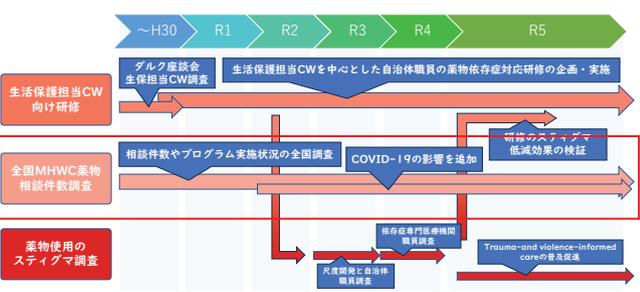


参加者の声（抜粋）

- “数年前マトリの人が話をする薬物研修をうけた事があります。隠語や覚せい剤使用者の特徴など詳しく説明し、あやしいと思ったら通報して！と言われました。今日の今日まで薬物依存者は悪者ばかりじゃありませんでした。今日の話をきいて、自分は支援者の立場であることを自覚しました”
- “実際に薬を使ったことのある方からどのようにして更生したのかがよく理解でき、同時に、現在社会復帰を目指している方々の状況を聞くことが出来て良かったです”
- “薬物依存がどういう状態なのか、実際に依存症を克服した方のお話などを聞いて、納得した。自分の意志だけでは依存を抜け出すのがかなり難しく、周囲の正しいサポートが必要であることも知った”

- 研修の継続開催を通して生活保護担当ケースワーカーを中心とした知識や支援技術の向上が必要
→ 各自治体で是非とも積極的に周知・参加呼びかけをお願いします
- 各自治体で研修を開催する場合はできる限りその地域で活動する当事者を講師に招いてください
→ 知識だけでなく、スティグマの低減、現場での研修後の連携が見込めます

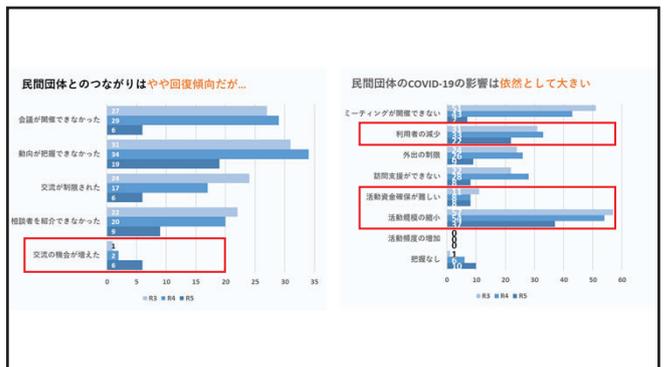
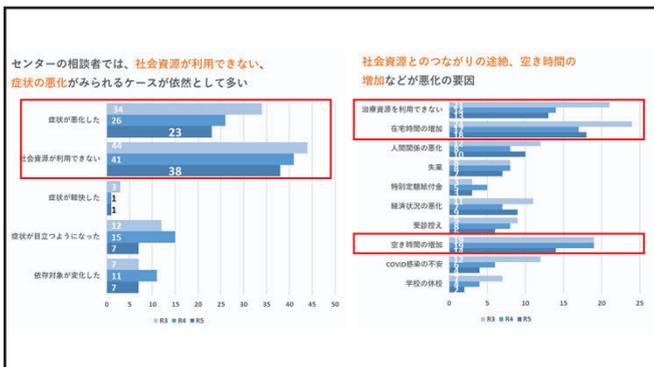
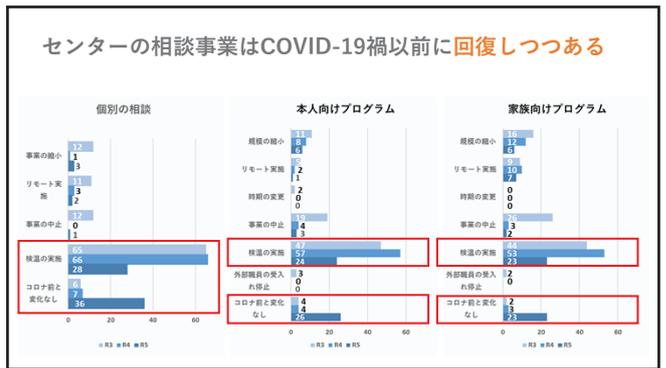
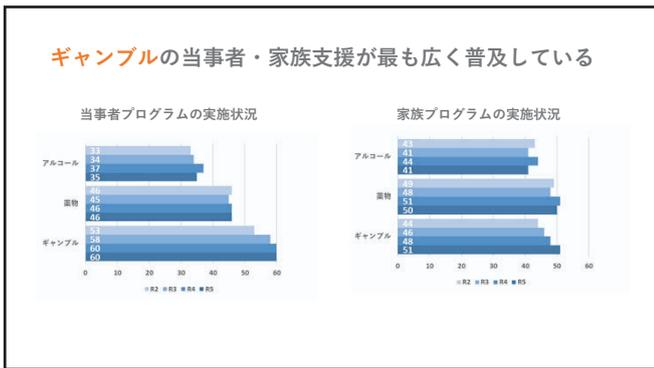
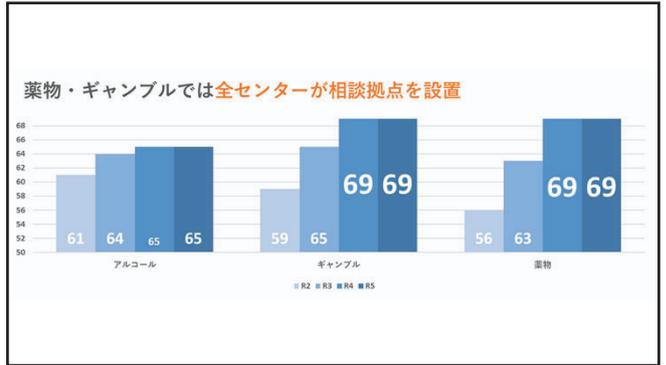
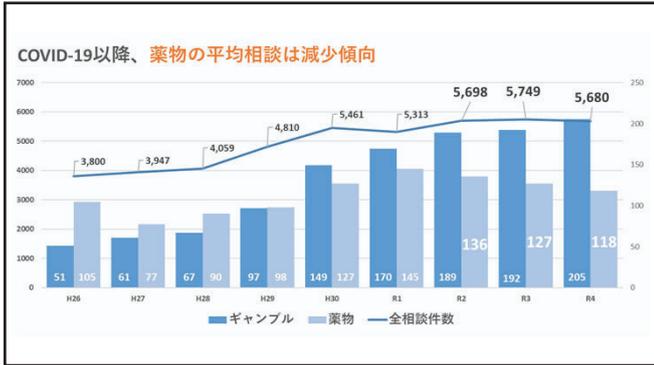
薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究



回答状況

- 平成28年度より継続調査を実施
- 相談拠点の設置状況、相談件数、プログラム実施状況、COVID-19の影響（R2～）を聴取
- 平成29年度以降の調査では、全69の精神保健福祉センターから回答率100%を継続中

ご協力ありがとうございます



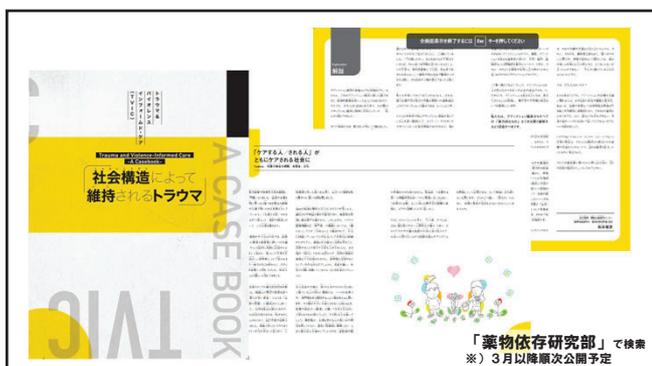
センターの現状や取り組み（自由記述）

- ・コロナ禍により自助グループの参加者が減少し、**閉所した自助グループもある**。自助グループの参加者はコロナ禍前に比べると減少したまま。自助グループの会員が病院へメッセージを届けに行くことができない、入院中に自助グループに参加できない。学校関係では、**ゲーム依存に対する研修の要望が高い**。
- ・一昨年度に比べれば感染症対策は緩やかになって、活動しやすくなった。しかしまだ受け入れ人数の制限や、関係機関との連携は中止が続いていたり、リモートで行うなどの対応がなされた。相談者については、**依存行動への影響は落ち着いたように見えるが、相談・受診行動にはブレーキがかかっていた印象がある**。
- ・依存症は孤立の病であり、当事者や家族が支援の必要を感じたときに繋がる先がない場合の不利益が大きいと考え、感染予防対策をしながらも、**相談やプログラムは極力開催できるようにした**。
- ・R3年度に実施した当事者グループ連絡会の中で、当事者グループ参加者は男性が多く女性が参加しにくいとの意見を聞き、R4年度から試行的に**依存の問題を抱える「女性グループ」を開始**。NAのメンバーにファシリテーターを依頼している。参加は匿名やアノニマスネームでもOK、依存対象は話しても話さなくてもいい、みんなの話を聴くだけでもOKというルールのもと、アルコール、薬物、買い物、方引き等への依存対象者が参加している。

- ・相談拠点の設置は進んでおり、プログラムも**ギャンブルを中心に少しずつ普及している**
- ・**COVID-19以降薬物相談は減少し、ギャンブル相談が増加傾向**
- ・**センターの相談支援体制は少しずつ平常に戻りつつある**
- ・**地域の民間団体への影響は色濃く、公的機関よりもCOVID-19からの回復が遅れている**

おまけ（Trauma and Violence Informed Careの啓発について）

- ・トラウマインフォームド・ケア（TIC）は、トラウマの影響やそれが及ぼす健康や行動との密接な関係を理解することを通じ、ケアを必要とする人々に安全をもたらすことを目的としています。トラウマに特化したケアとは異なり、すべての人がさらに傷つくことがないよう、安全な空間を作り出すことを目指します。
- ・トラウマ&バイオレンスインフォームド・ケア（TVIC）は、TICの概念を拡大し、**対人間暴力や社会構造的な不公平（構造的暴力）**が人々に与える影響を強調します。これにより、対人暴力によるトラウマに特に焦点をあてるとともに、過去の直接的トラウマ体験のみならず、**社会構造によって二次的にもたらされる構造的暴力やスティグマが彼らのトラウマ（や依存行動）を維持している**という視点を提供することで、トラウマを経験する人が抱える問題がその人の心の中だけでなく、その人を取り巻く社会環境の側にも存在するものと考えます。



横浜市の依存症対策の取組について
～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～

横浜市こころの健康相談センター ○坪田 美弥子、佐々木 祐子、湯浅 麻衣子、加賀谷 由香、
片山 宗紀、鈴木 頼子、石田 みどり、白川 教人
横浜市健康福祉局精神保健福祉課 久保 裕樹

1 はじめに

横浜市は、人口 370 万人の巨大都市で、市内 18 区の各区に福祉事務所と保健所の機能を持つ福祉保健センターと、市内 1 か所の精神保健福祉センター（当センター）がある。また、令和元年度に実施した社会資源調査結果によれば、全国の約 20%にあたる 25 の回復支援施設が市内にある。平成 14 年のセンター開設当初からアルコール・薬物特定相談を開始し、令和 2 年 3 月からは当センターを依存症相談拠点に位置づけ、様々な依存症対策事業に取り組んでいる。本稿では、その取組について報告する。

2 横浜市依存症対策地域支援計画の策定

横浜市では、依存症相談拠点の設置に向け、横浜市精神保健福祉審議会に「依存症対策検討部会」を立ち上げ、有識者から意見をいただきながら準備をした。その中で、まずは横浜市内の依存症対策の方向性をまとめることを目指し、新たに「横浜市依存症対策地域支援計画」の策定に向けた検討を進めていくこととした。

（1）横浜市依存症対策地域支援計画とは

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症をはじめとした依存症全般を対象に、依存症に関する支援の方向性を民間団体や医療、福祉などの関係機関の支援者と共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、令和 3 年 10 月に政令指定都市で初めて依存症に特化した計画を策定した。

（2）横浜市依存症対策地域支援計画の概要

本計画では、予防・発見・回復までを 3 つのフェーズに分けて重点施策を整理し、行政や民間団体などが行う支援の方向性を示して、関係者が一体となった依存症対策に取り組んでいる。

フェーズ	重点施策	内容
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策 1	予防のための取組
	重点施策 2	依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策 3	相談につながるための普及啓発
	重点施策 4	<u>身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組</u>
三次支援 (回復支援)	重点施策 5	専門的な支援者による回復支援の取組
	重点施策 6	地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

3 依存症支援者向けガイドラインの作成過程

依存症の早期発見・早期支援には、専門機関だけでなく、周辺課題等を専門とする身近な支援者等が早期に背景に潜む依存問題に気づき、必要に応じて専門的な支援につなぐことが大切だと考える。また、適切な支援等につなぐために、身近な支援者等にも依存症支援についてのスキルが求められる。そこで、横浜市依存症関連機関連携会議等を通して、身近な支援者等が依存症支援に迷った時に活用できる手引きとなる「依存症支援者向けガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の検討を進めた。

（1）アンケート調査の結果

ガイドラインの作成に向けて、平成 3 年度に区役所、福祉、医療、司法等の約 1,000 か所の身近な支援者等へアンケート調査を実施した（回答率は約 36%）。ガイドラインに掲載してほしい情報につ

いての質問では、「相談を受けたときの対応方法」、「緊急介入の必要性を判断するポイント」、「治療につなげる必要があるかどうかの判断ポイント」、「依存症の治療を行う医療機関や民間団体等の社会資源一覧」、「支援を行ううえでの心構え（初期介入のポイント、周辺課題への着目等）」などが特にニーズが高いことがわかった。

(2) ヒアリング調査の結果

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族会や一般医療機関（精神科）、身近な支援機関（包括支援センター、基幹相談支援センター、司法機関及び区役所）など 14 機関にヒアリング調査を実施した。ガイドラインに掲載してほしい情報については、「家族が心掛けること」、「依存症及び周辺課題の基礎知識」、「依存症支援の基本やフロー図」、「社会資源の一覧」、「他機関へのつなぎ等の支援のポイント」などが特にニーズが高いことがわかった。

(3) 横浜市依存症関連機関連携会議での意見交換（事例検討など）

①緊急性の判断と専門機関につなぐタイミング、②家族からの相談に応じるために支援者ができること、③借金や金銭問題を抱えている人への支援の3つをテーマに事例検討を行い、ケーススタディ（架空事例）としてまとめた。また、参加機関と意見交換を行い、他機関・団体につなぐときに大切にしたいポイントを3つにまとめた。

4 ガイドラインの作成を通しての成果

ガイドライン作成に向けたアンケート・ヒアリング調査の結果では、8割近くの支援者が「他の支援に比べて依存症の支援を難しいと感じている」と回答しており、さらに、経験の長い支援者ほど「依存症の支援に疲弊している」という結果だった。また、必要な支援等につながらないのは、本人の動機づけや病状だけでなく、支援者側が適切なアセスメントをできていないことも要因の一つと考えられる。

依存症は否認の病で、本人だけでなく周囲も巻き込み孤立し、ますます悪化していく。まずは、比較的つながりやすい家族から支援につながり、家族からの相談を身近な支援者等が受け止めることが求められる。横浜市が作成したガイドラインはあくまで手段で、活用することで依存症支援の裾野を広げて、困っている方々に適切な医療や支援を届けることが最終目標である。身近な支援者等が使いやすい手引きとなることに注力して、ガイドラインの掲載内容を整理した。

ガイドラインは、4章から構成されており、「依存症の基礎知識」、「本人・家族の相談支援」、「よくある質問と対応」、「相談支援フロー図」、「緊急介入のポイント」、「依存対象別チェックリスト」、「社会資源一覧」などを掲載している。実践場面ですぐに活用してもらえることを心掛けて作成した。

(1) ガイドライン作成の効果

複数の機関が関わっていると、本人や各機関の考え、課題等の共通認識を持つことも大変なことが多い。ガイドラインが、共通で活用できる一つのツールとなるとよいと考える。関係機関等にガイドラインを活用してもらえよう、「ガイドラインを活用した支援者向け研修」を開催するほか、「家族向け紹介動画の制作」や「家族向けリーフレットの改訂」等につながった。

(2) 全国の依存症相談拠点（精神保健福祉センター）へのガイドラインのデータ提供

資料編「関係機関一覧」を各機関版に差し替えるなどして、全国の精神保健福祉センターでもガイドラインを活用していただけるようにした。全国の依存症相談拠点において、依存症の本人や家族との関係づくりや継続的な関係づくり、そして依存症でお悩みの方々が早期に必要な治療や支援につながるような一助になればと考えている。

5 おわりに

ガイドラインは作成して終わりではなく、活用してみても感想等を聞きながら、アップデートしていくことを想定している。横浜市では横浜市依存症対策地域支援計画やガイドラインを共通のツールとして、引き続き包括的な依存症対策に取り組んでいく。

横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察

横浜市こころの健康相談センター

○伊藤良太、上谷祐香子、林敬子、相澤香織、坂田瑞恵、小西潤、白川教人
小野満陽子（都筑区役所 高齢・障害支援課）、満岡倫明（横浜市精神保健福祉課救急医療係）

1 はじめに

本市では措置入院者退院後支援事業を実施し5年が経過したが、その効果は明らかになっていない。本研究では、平成30年度から令和2年度に措置入院した者のうち複数回措置入院した者に注目し、退院後支援計画の作成申し込み等が入院形態や入院期間に与える影響について分析した。

2 措置入院者退院後支援事業について

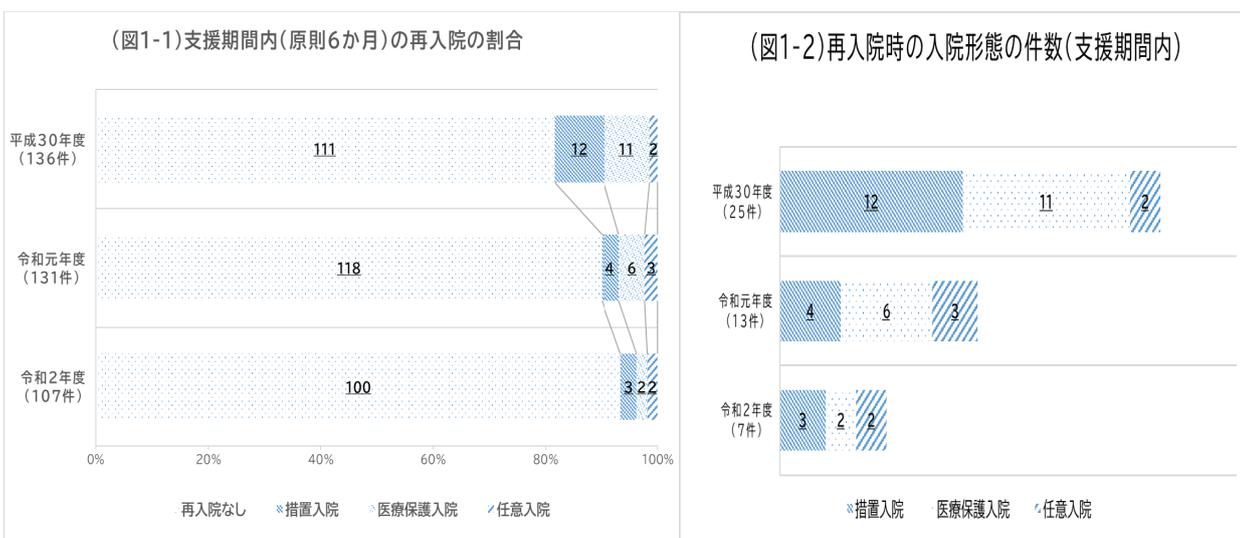
本市は、平成29年4月に横浜市措置入院者退院後支援ガイドラインを策定し、「措置入院者が退院後、地域でその人らしい生活を継続して送れること」を目指し、原則全措置入院者を対象とした措置入院者退院後支援事業を平成30年4月から実施している。措置入院者本人の申し込みに基づき、退院後の本人の希望やニーズを踏まえた退院後支援計画（以下、計画という）（案）を作成し、個別ケース検討会議で本人や支援者と共に内容を確認した上で、計画を策定し、本人の同意を得て交付する。計画に基づく支援期間は原則6か月としている。

3 調査対象者の特徴

本市が平成30年度から令和2年度に扱った措置入院者数は、延1155件であった。実人数1083人の内、複数回措置入院をした措置入院者は65人であった。年代別人数では、いずれの年度においても、30代から50代が半数を占めていた。疾病別人数では統合失調症が最も多く、半数を超えていた。

4 結果：計画作成の入院形態への影響

計画を作成した者の内、支援期間内に再入院した者の人数及び割合は、年々減少しており（図1-1）、再措置入院の人数も減っていた（図1-2）。



5 結果：計画作成申し込みの措置入院期間への影響

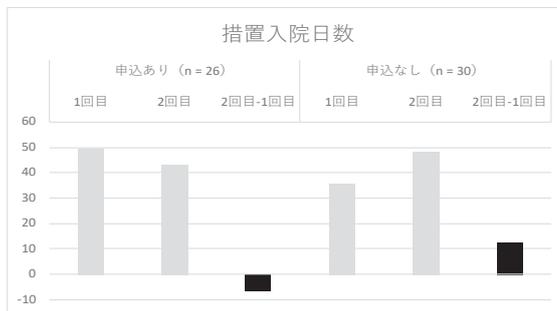
複数回措置入院のある65人について、計画作成申し込みの有無毎に措置入院期間（平均）を比較した。申

申し込みあり群の措置入院期間は1回目が49.8日なのに対し、2回目は43.2日と短くなっていたが、申し込みなし群の措置入院期間は1回目が35.7日なのに対し、2回目は48.3日と長くなっていた。ここで、2回目の措置入院期間を比べると申し込みあり群は43.2日、申し込みなし群は48.3日となっており、申し込みなし群は5.1日長かった。

1回目の措置入院時に申込すると措置入院期間が1回目より2回目で6.6日短くなっており、1回目の措置入院時に申込みをしないと措置入院期間が1回目より2回目で12.6日長くなっていた。1回目の措置入院時に申込をした群は、申込みをしない群と比べて、入院期間が19.2日短くなっていたといえる（図2-1）。

(図2-1) 1回目入院時の申込ありと申込なしにおける入院1回目と入院2回目の措置入院日数の差

	申込あり (n = 26)			申込なし (n = 30)		
	1回目 mean (sd)	2回目 mean (sd)	2回目-1回目	1回目 mean (sd)	2回目 mean (sd)	2回目-1回目
措置入院日数	49.8 (42.4)	43.2 (25.5)	-6.6	35.7 (15.9)	48.3 (25.3)	12.6



6 考察

措置入院者退院後支援事業の取り組み開始後、平成30年から令和2年の間では支援期間内の再入院した者の数や再措置入院件数が年々減っていた。本事業により、措置入院者が支援を受けるきっかけとなり、本人が支援を含めた地域生活について主体的に考え、選択する機会となったと考えられた。

計画作成申し込みと措置入院期間への影響をみた結果、措置入院1回目で計画作成の申込をすると、申し込みをしない者に比べて総措置入院期間が19.2日短くなっていた。1回目入院時に申し込みがあると、退院後の支援がより手厚くなり、地域での生活において早期介入等適切な支援ができたことが、2回目の措置入院期間が短くなることに影響したと考えられた。そのため入院の際に措置入院者が申し込みをするように、本人への事業説明に工夫が必要といえる。

7 本研究の限界と気づき

措置入院者への全件面会という本市事業の性質から、措置入院者の情報のみを扱った。申し込みなしの者について、他の入院形態に移行した後の入院期間等は、その後の状況を把握できないため、分析を行うことができなかった。また、病状による違いを分析することはできなかった。

入院患者への介入や地域支援についての確立された効果測定方法はなく、今回の検証は入院期間から効果を推定するに留まった。より効果的な手法を探るためには、今後は、他の入院形態での入院期間や病状との比較、また3回以上措置入院を繰り返している者の分析をすることも考えられる。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 22 号（令和 5 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 6 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525

紙へのリサイクル可

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
 - 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 令和2年3月31日 健障企4094号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成8年3月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第5条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- （1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- （2）出席委員及び欠席委員の氏名
- （3）議事日程等
- （4）議案に関する議事及び議決の状況
- （5）議案及び関係資料
- （6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

（部会）

第7条 条例第6条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

第8条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の議事内容は、部会長が精神保健福祉課長に報告する。また、精神保健福祉課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

第10条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第11条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第12条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第13条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第14条 条例第7条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉保健部長が行う。

(庶務)

第15条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課において処理する。

(委任)

第16条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定め、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議決を経て部会長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。